

# 医療計画の最近の動向について

厚生労働省医政局指導課  
医師確保等地域医療対策室

# 医療計画制度について

# 医療計画制度について

## 趣旨

- 各都道府県が、地域の実情に応じて、当該都道府県における医療提供体制の確保を図るために策定。
  - 医療提供の量(病床数)を管理するとともに、質(医療連携・医療安全)を評価。
  - 医療機能の分化・連携(「医療連携」)を推進することにより、急性期から回復期、在宅療養に至るまで、地域全体で切れ目なく必要な医療が提供される「地域完結型医療」を推進。
- ※ 都道府県においては、平成25年度からの医療計画(5か年計画)の策定作業を平成24年度中に行う予定。

## 平成25年度からの医療計画における記載事項

- 新たに精神疾患を加えた五疾病五事業(※)及び在宅医療に係る目標、医療連携体制及び住民への情報提供推進策

※ 五疾病五事業…五つの疾病(がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病、精神疾患)と五つの事業(救急医療、災害時における医療、へき地の医療、周産期医療、小児医療(小児救急医療を含む))をいう。災害時における医療は、東日本大震災の経緯を踏まえて見直し。

- 地域医療支援センターにおいて実施する事業等による医師、看護師等の医療従事者の確保
- 医療の安全の確保      ○ 二次医療圏(※)、三次医療圏の設定      ○ 基準病床数の算定      等

※ 国の指針において、一定の人口規模及び一定の患者流入・流出割合に基づく、二次医療圏の設定の考え方を明示し、見直しを促進。

## 【医療連携体制の構築・明示】

- ◇ 五疾病五事業ごとに、必要な医療機能(目標、医療機関に求められる事項等)と各医療機能を担う医療機関の名称を医療計画に記載し、地域の医療連携体制を構築。
- ◇ 地域の医療連携体制を分かりやすく示すことにより、住民や患者が地域の医療機能を理解。
- ◇ 指標により、医療資源・医療連携等に関する現状を把握した上で課題の抽出、数値目標を設定、施策等の策定を行い、その進捗状況等を評価し、見直しを行う(疾病・事業ごとのPDCAサイクルの推進)。

# 医療法の改正の主な経緯について

| 改正年            | 改正の趣旨等                                                                                                        | 主な改正内容等                                                                                                                   |
|----------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 昭和23年<br>医療法制定 | 終戦後、医療機関の量的整備が急務とされる中で、医療水準の確保を図るため、病院の施設基準等を整備                                                               | ○病院の施設基準を創設                                                                                                               |
| 昭和60年<br>第一次改正 | 医療施設の量的整備が全国的にほぼ達成されたことに伴い、 <u>医療資源の地域偏在の是正と医療施設の連携の推進</u> を目指したものの。                                          | ○ <u>医療計画制度の導入</u><br>・二次医療圏ごとに必要病床数を設定                                                                                   |
| 平成4年<br>第二次改正  | 人口の高齢化等に対応し、患者の症状に応じた適切な医療を効率的に提供するための医療施設機能の体系化、患者サービスの向上を図るための患者に対する必要な情報の提供等を行ったものの。                       | ○特定機能病院の制度化<br>○療養型病床群の制度化                                                                                                |
| 平成9年<br>第三次改正  | 要介護者の増大等に対し、介護体制の整備、日常生活圏における医療需要に対する医療提供、患者の立場に立った情報提供体制、 <u>医療機関の役割分担の明確化及び連携の促進</u> 等を行ったものの。              | ○診療所への療養型病床群の設置<br>○地域医療支援病院制度の創設<br>○ <u>医療計画制度の充実</u><br>・二次医療圏ごとに以下の内容を記載<br>地域医療支援病院、療養型病床群の整備目標<br>医療関係施設間の機能分担、業務連携 |
| 平成12年<br>第四次改正 | 高齢化の進展等に伴う疾病構造の変化等を踏まえ、良質な医療を効率的に提供する体制を確立するため、入院医療を提供する体制の整備等を行ったものの。                                        | ○療養病床、一般病床の創設<br>○ <u>医療計画制度の見直し</u><br>・基準病床数へ名称を変更                                                                      |
| 平成18年<br>第五次改正 | 質の高い医療サービスが適切に受けられる体制を構築するため、医療に関する情報提供の推進、 <u>医療計画制度の見直し等を通じた医療機能の分化・連携の推進</u> 、地域や診療科による医師不足問題への対応等を行ったものの。 | ○都道府県の医療対策協議会制度化<br>○ <u>医療計画制度の見直し</u><br>・4疾病5事業の具体的な医療連携体制を位置付け                                                        |

# 医療計画の見直しについて

# 社会保障・税一体改革大綱(抄)

[平成24年2月17日 閣議決定]

## 第1部 社会保障改革

### 第3章 具体的改革内容(改革項目と工程)

#### 2. 医療・介護等①

〈平成24年度の主な関連施策等〉

##### (2) 医療計画作成指針の改定等

○平成24年度における都道府県による新たな医療計画(平成25年度より実施)の策定に向け、医療計画作成指針の改定等を年度内に実施する。

- ・医療機能の分化・連携を推進するため、医療計画の実効性を高めるよう、二次医療圏の設定の考え方を明示するとともに、疾病・事業ごとのPDCAサイクルを効果的に機能させるよう見直す。
- ・在宅医療について、達成すべき目標、医療連携体制、人材確保等を記載する。
- ・精神疾患を既存の4疾病に追加し、医療連携体制を構築する。

# 「医療計画の見直し等に関する検討会」について

(H22.12～)

## 1 趣旨

- ・ 医療計画は、医療機能の分化・連携を推進することを通じて、地域において切れ目のない医療の提供を実現し、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を図ることを目的としている。
- ・ 本検討会は、平成20年度～24年度の5カ年計画で開始されている医療計画の課題等について検討を行うことにより、平成25年度からの新医療計画が、地域医療連携などの点でより実効性が高いものにすることを目的に開催するものである。

## 2 主な検討内容

- ・ 医療体制の構築に係る指針(\*1)に示された、4疾病5事業(\*2)に係る医療機能の見直し
  - ・ 医療計画の達成状況を把握するための指標の在り方
  - ・ 医療計画策定のためのデータ集積・分析等の在り方 等
- \*1 疾病又は事業ごとの医療体制構築に係る指針(平成19年7月20日指導課長通知)
- \*2 がん・脳卒中・急性心筋梗塞・糖尿病・救急医療・災害時における医療・へき地の医療・周産期医療・小児医療

## 3 検討の進め方について

- ・ 平成25年度からの次期医療計画の開始に向けて、平成23年中を目途に検討結果をとりまとめる。

# 医療計画の見直し等に関する検討会構成員

(氏 名)

(役 職)

伊 藤 伸 一  
尾 形 裕 也  
神 野 正 博  
齋 藤 訓 子  
佐 藤 保  
末 永 裕 之  
鈴 木 邦 彦  
中 沢 明 紀  
長 瀬 輝 誼  
伏 見 清 秀  
布 施 光 彦  
○ 武 藤 正 樹  
山 本 信 夫  
吉 田 茂 昭

日本医療法人協会副会長  
九州大学大学院医学研究院教授  
全日本病院協会副会長  
日本看護協会常任理事  
日本歯科医師会常務理事  
日本病院会副会長  
日本医師会常任理事  
神奈川県保健福祉局保健医療部長  
日本精神科病院協会副会長  
東京医科歯科大学大学院教授  
健康保険組合連合会副会長  
国際医療福祉大学大学院教授  
日本薬剤師会副会長  
青森県立中央病院長

平成23年12月16日現在

五十音順、敬称略

○:座長



# 医療計画の見直しについて

(医療計画の見直し等に関する検討会取りまとめ意見(平成23年12月16日))

## 1. 二次医療圏の設定について

二次医療圏の人口規模が医療圏全体の患者の受療動向に大きな影響を与えており、二次医療圏によっては当該圏域で医療提供体制を構築することが困難なケースもある。

「医療計画作成指針」において、一定の人口規模及び一定の患者流入・流出割合に基づく、二次医療圏の設定の考え方を明示し、都道府県に対して、入院に係る医療を提供する一体の区域として成り立っていないと考えられる場合は、見直しを行うよう促すことが必要である。

## 2. 疾病・事業ごとのPDCAサイクルの推進について

- 疾病・事業ごとに効率的・効果的な医療体制を構築するためには、医療計画の実効性を高める必要があり、そのため、
- ・まず、全都道府県で入手可能な指標等を指針に位置づけ、都道府県がその指標を用いて現状を把握すること
  - ・さらに、把握した現状を基に課題を抽出し、課題を解決するに当たっての数値目標を設定し、その目標を達成するための施策等を策定すること
  - ・また、定期的な評価を行う組織(医療審議会等)や時期(1年毎等)を明記し、施策等の進捗状況等の評価を行うとともに、必要に応じて施策等を見直すこと
  - ・最後に、これらの情報を住民等に公開すること
- といったプロセスを「医療計画作成指針」に明示することが必要である。

### 3. 在宅医療に係る医療体制の充実・強化について

医療連携体制の中で在宅医療を担う医療機関等の役割を充実・強化するため、「在宅医療の体制構築に係る指針」を示し、医療計画に定める他の疾病・事業と同様に、在宅医療について、介護保険事業(支援)計画との連携を考慮しつつ、都道府県が達成すべき数値目標や施策等を記載することにより、医療計画の実効性が高まるよう促すことが必要である。

### 4. 精神疾患の医療体制の構築について

医療計画に定める疾病として新たに精神疾患を追加することとし、「精神疾患の医療体制構築に係る指針」を策定することにより、都道府県において、障害福祉計画や介護保険事業(支援)計画との連携を考慮しつつ、病期や個別の状態像に対応した適切な医療体制の構築が行われるよう促すことが必要である。

### 5. 医療従事者の確保に関する事項について

今後、医療従事者の確保を一層推進するために、医療対策協議会による取り組み等に加えて、地域医療支援センターにおいて実施する事業等(地域医療支援センター以外の主体による同様の事業を含む。)を医療計画に記載し、都道府県による取り組みをより具体的に盛り込むことが必要である。

### 6. 災害時における医療体制の見直しについて

東日本大震災で認識された災害医療等のあり方に関する課題に対し、「災害医療等のあり方に関する検討会」(座長: 大友 康裕 東京医科歯科大学教授)が開催され、災害拠点病院や広域災害・救急医療情報システム(EMIS)や災害派遣医療チーム(DMAT)のあり方、中長期的な災害医療体制整備の方向性等が検討され、報告書がとりまとめられた。今後、都道府県が医療計画を策定する際に、本報告書で提案された内容を踏まえた適切な災害医療体制を構築するよう、促すことが必要である。

# 二次医療圏の設定について

# 医療圏について

## 概要

○都道府県は、医療計画の中で、病院の病床及び診療所の病床の整備を図るべき地域的単位として区分する医療圏を定めることとされている。

### 三次医療圏

52医療圏（平成22年4月1日現在）

※都道府県ごとに1つ  
北海道のみ6医療圏

#### 【医療圏設定の考え方】

都道府県の区域を単位として設定  
ただし、都道府県の区域が著しく広いことその他特別な事情があるときは、複数の区域又は都道府県をまたがる区域を設定することができる。



**特殊な医療を提供**

### 二次医療圏

349医療圏（平成23年4月1日現在）

#### 【医療圏設定の考え方】

一体の区域として病院等における入院に係る医療を提供することが相当である単位として設定。その際、以下の社会的条件を考慮する。

- ・地理的条件等の自然的条件
- ・日常生活の需要の充足状況
- ・交通事情 等



**一般の入院に係る医療を提供**

## 特殊な医療とは…

（例）

- ① 臓器移植等の先進的技術を必要とする医療
- ② 高圧酸素療法等特殊な医療機器の使用を必要とする医療
- ③ 先天性胆道閉鎖症等発生頻度が低い疾病に関する医療
- ④ 広範囲熱傷、指肢切断、急性中毒等の特に専門性の高い救急医療 等

# 患者調査を用いた二次医療圏の分析について

二次医療圏の現状について、患者の流入出割合、人口規模、面積規模に関して分析を行った。

## 患者調査の利用

各二次医療圏内で整備すべき病床は一般病床・療養病床であることから、「二次医療圏別、病院の療養病床及び一般病床の推計入院患者の圏内への流入患者割合、圏外への流出患者割合」について、特別集計を行い分析した。

※精神病床、結核病床、感染症病床は都道府県単位で整備するため、分析から除外した。

**推計流入患者割合**（当該地域内の医療施設で受療した推計患者数のうち、当該地域外に居住する患者の割合）

$$\text{推計流入患者割合 (流入率)} = \frac{\text{当該地域内の医療施設で受療した当該地域外に居住する推定患者数}}{\text{当該地域内の医療施設で受療した推計患者数(住所不詳を除く)}} \times 100$$

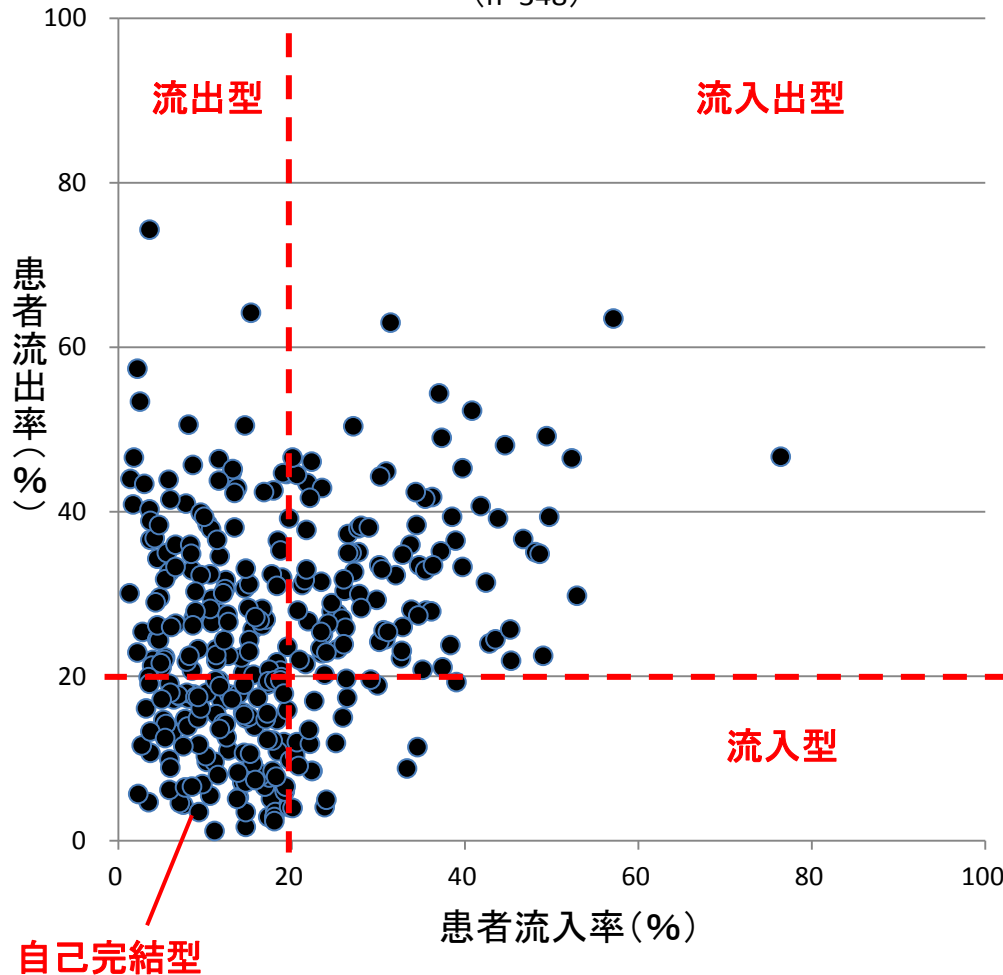
**推計流出患者割合**（当該地域内に居住する推計患者数のうち、当該地域外の医療施設で受療した患者の割合）

$$\text{推計流出患者割合 (流出率)} = \frac{\text{当該地域外の医療施設で受療した当該地域内に居住する推定患者数}}{\text{当該地域内の居住する推計患者数}} \times 100$$

# 二次医療圏の流入・流出割合

二次医療圏別、病院の療養病床及び一般病床の推計入院患者の  
圏内への流入患者割合、圏外への流出患者割合  
【20%をcut-offとした場合】

(n=348)



自己完結型

患者流出率(%)  
20%

110医療圏(離島9を除く)

平均人口 17.6万人  
平均面積 1290km<sup>2</sup>  
平均人口密度 306人/km<sup>2</sup>

流出型

108医療圏(離島3を除く)

平均人口 42.8万人  
平均面積 1566km<sup>2</sup>  
平均人口密度 466人/km<sup>2</sup>

自己完結型

98医療圏

平均人口 51.5万人  
平均面積 424km<sup>2</sup>  
平均人口密度 2922人/km<sup>2</sup>

流入出型

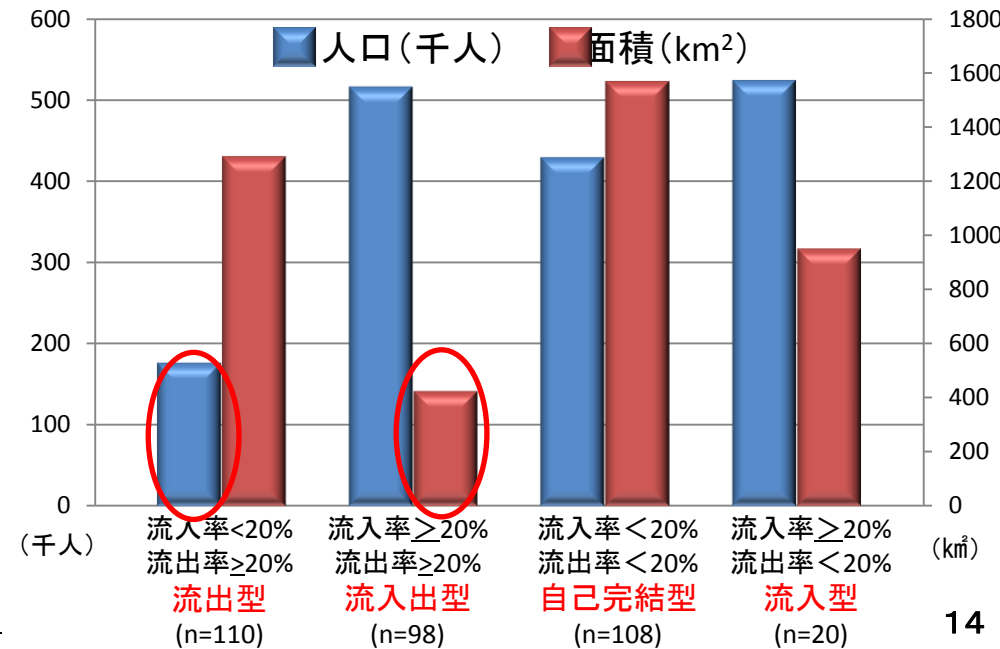
20医療圏

平均人口 52.3万人  
平均面積 950km<sup>2</sup>  
平均人口密度 1120人/km<sup>2</sup>

流入型

患者流入率(%) 20%

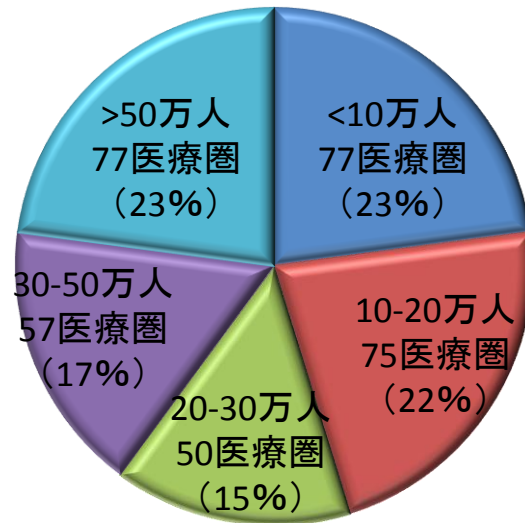
二次医療圏流入・流出群別 平均人口、平均面積



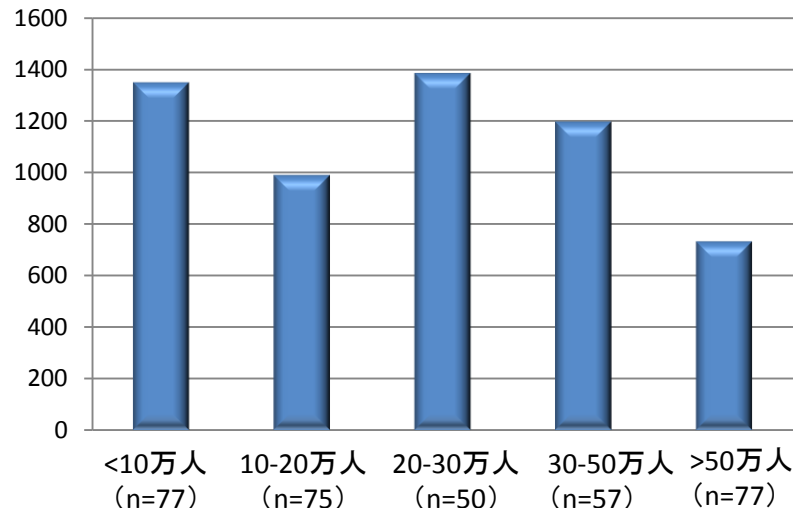
出典: 平成20年患者調査(医政局指導課による特別集計)

# 人口別、二次医療圏の特徴

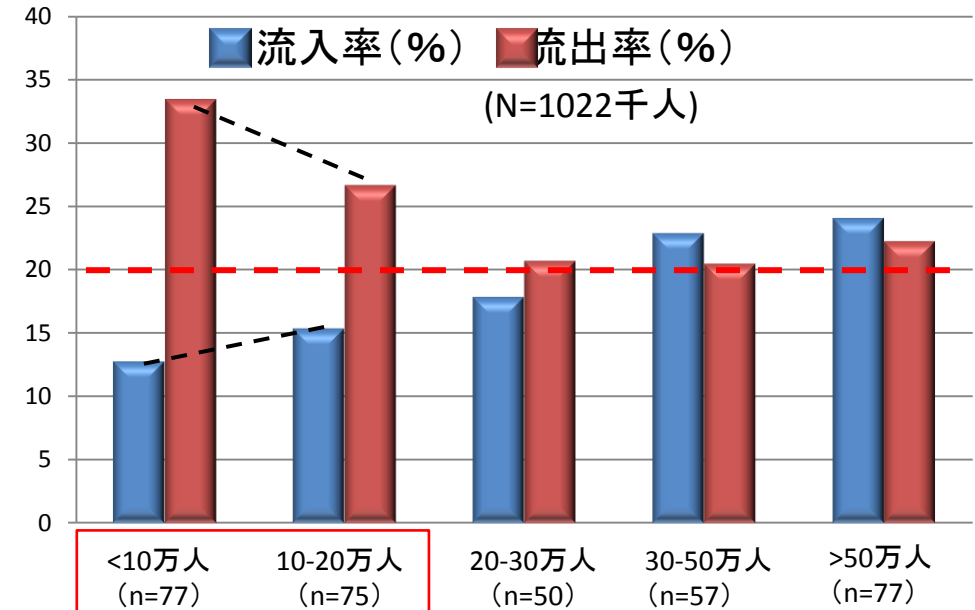
二次医療圏人口別割合  
(離島12医療圏を除く)



(km<sup>2</sup>) 二次医療圏人口群別、平均面積



二次医療圏人口群別、病院の療養病床及び  
一般病床入院患者における平均流入・流出割合  
(%)

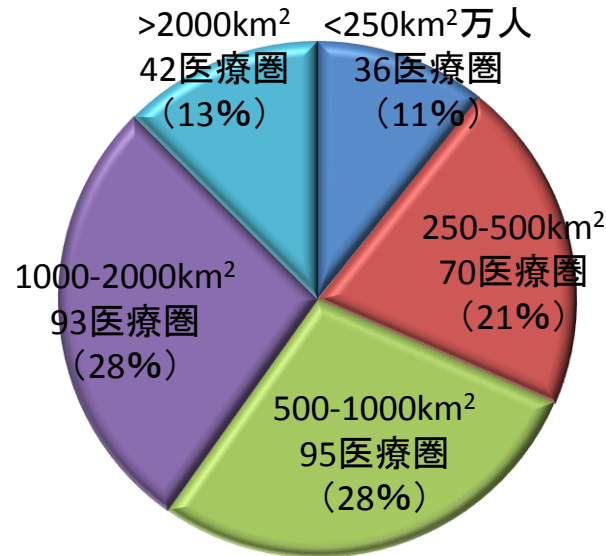


人口20万人以下では、流入率<<流出率  
の傾向が顕著

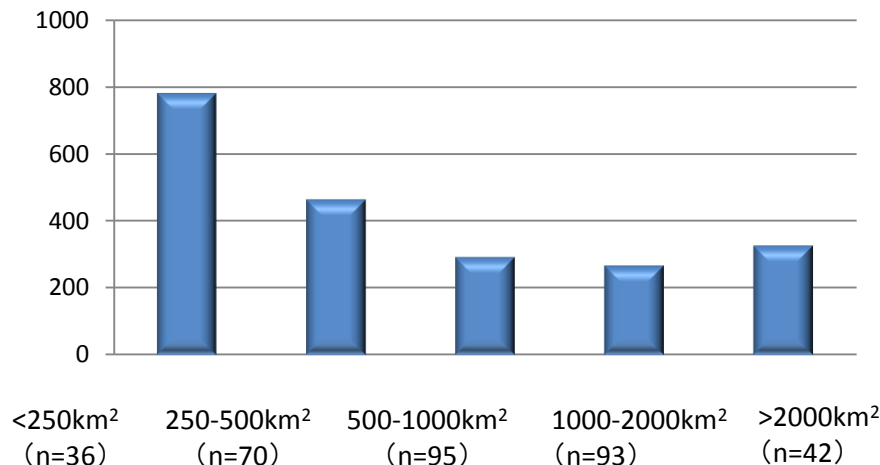
出典:平成20年患者調査  
(医政局指導課による特別集計)

# 面積別、二次医療圏の特徴

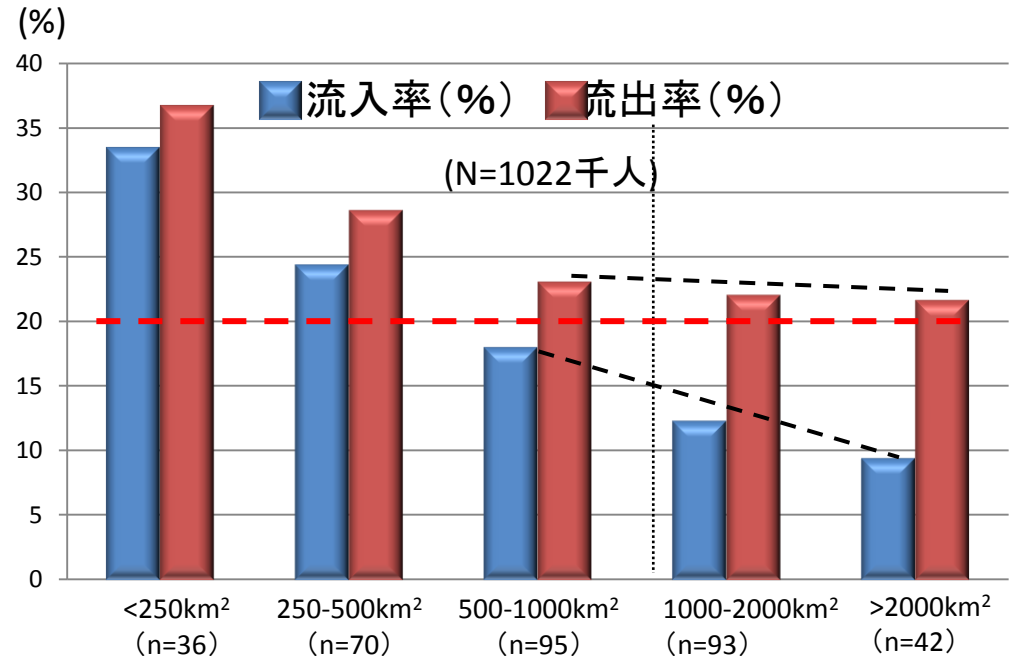
二次医療圏面積別割合  
(離島12医療圏を除く)



二次医療圏面積群別、平均人口



二次医療圏面積群別、病院の療養病床及び一般病床  
入院患者における平均流入・流出割合



面積の狭い医療圏は、人口が多く(人口密度が高く)、流入出率とも高い傾向にある。  
面積>1000km²の医療圏は、流出率は変わらないが、流入率が低下していく傾向がみられる。

出典:平成20年患者調査  
(医政局指導課による特別集計)



# 二次医療圏の見直しに向けた検証の手順

現行二次医療圏の人口規模を確認

人口20万人未満の2次医療圏

人口20万人以上の2次医療圏

病院の療養病床及び一般病床の推計入院患者の受療状況（流入患者割合、流出患者割合を確認）

流出型

（流入率<<流出率）

流入率20%未満、流出率20%以上

流出型以外

面積、基幹病院までのアクセスなども考慮し、  
主な流出先の医療圏との一体化など、二次医療圏  
の見直しを検討

※二次医療圏の設定を変更しない場合には、その  
考え方を明記するとともに、医療の需給状況の改  
善に向けた検討を行うこと

二次医療圏の  
検証

※なお、医療計画の見直しに際しては、従来どおり、人口規模に限らず、すべての医療圏の現状について検証を行い、現在の医療圏の設定が適切かどうか検討を行う必要がある。

# 各都道府県の人口20万人未満の二次医療圏の現状

| 都道府県 | 二次医療圏数<br>(カッコ内は島部) |        | 人口20万人未満の<br>二次医療圏数<br>(島部を除く) | 人口20万人未満<br>かつ患者流入率20%未満<br>かつ患者流出率20%以上 | 都道府県 | 二次医療圏数<br>(カッコ内は島部) |          | 人口20万人未満の<br>二次医療圏数<br>(島部を除く) | 人口20万人未満<br>かつ患者流入率20%未満<br>かつ患者流出率20%以上 |
|------|---------------------|--------|--------------------------------|------------------------------------------|------|---------------------|----------|--------------------------------|------------------------------------------|
|      | S63年                | H22年   |                                |                                          |      | S63年                | H22年     |                                |                                          |
| 北海道  | 21                  | 21 (0) | 12                             | 10                                       | 滋賀県  | 7                   | 7 (0)    | 4                              | 2                                        |
| 青森県  | 6                   | 6 (0)  | 3                              | 3                                        | 京都府  | 6                   | 6 (0)    | 3                              | 2                                        |
| 岩手県  | 9                   | 9 (0)  | <7>                            | <5>                                      | 大阪府  | 4                   | 8 (0)    | 0                              | 0                                        |
| 宮城県  | 5                   | 7 (0)  | <4>                            | <4>                                      | 兵庫県  | 10                  | 10 (0)   | 3                              | 1                                        |
| 秋田県  | 8                   | 8 (0)  | 7                              | 3                                        | 奈良県  | 3                   | 5 (0)    | 1                              | 1                                        |
| 山形県  | 4                   | 4 (0)  | 1                              | 0                                        | 和歌山県 | 6                   | 7 (0)    | 6                              | 4                                        |
| 福島県  | 7                   | 7 (0)  | <3>                            | <3>                                      | 鳥取県  | 3                   | 3 (0)    | 1                              | 0                                        |
| 茨城県  | 6                   | 9 (0)  | 0                              | 0                                        | 島根県  | 6                   | 7 (1)    | 5                              | 4                                        |
| 栃木県  | 5                   | 5 (0)  | 0                              | 0                                        | 岡山県  | 5                   | 5 (0)    | 3                              | 2                                        |
| 群馬県  | 10                  | 10 (0) | 6                              | 0                                        | 広島県  | 10                  | 7 (0)    | 2                              | 1                                        |
| 埼玉県  | 9                   | 10 (0) | 1                              | 1                                        | 山口県  | 9                   | 8 (0)    | 4                              | 2                                        |
| 千葉県  | 12                  | 9 (0)  | 1                              | 0                                        | 徳島県  | 3                   | 6 (0)    | 5                              | 3                                        |
| 東京都  | 13                  | 13 (1) | 0                              | 0                                        | 香川県  | 5                   | 5 (1)    | 2                              | 1                                        |
| 神奈川県 | 8                   | 11 (0) | 0                              | 0                                        | 愛媛県  | 6                   | 6 (0)    | 4                              | 2                                        |
| 新潟県  | 13                  | 7 (1)  | 0                              | 0                                        | 高知県  | 4                   | 4 (0)    | 3                              | 2                                        |
| 富山県  | 4                   | 4 (0)  | 2                              | 0                                        | 福岡県  | 10                  | 13 (0)   | 7                              | 4                                        |
| 石川県  | 4                   | 4 (0)  | 2                              | 2                                        | 佐賀県  | 3                   | 5 (0)    | 4                              | 1                                        |
| 福井県  | 4                   | 4 (0)  | 3                              | 2                                        | 長崎県  | 9                   | 9 (4)    | 2                              | 2                                        |
| 山梨県  | 8                   | 4 (0)  | 3                              | 1                                        | 熊本県  | 10                  | 11 (0)   | 10                             | 4                                        |
| 長野県  | 10                  | 10 (0) | 5                              | 4                                        | 大分県  | 10                  | 6 (0)    | 4                              | 3                                        |
| 岐阜県  | 5                   | 5 (0)  | 1                              | 0                                        | 宮崎県  | 6                   | 7 (0)    | 6                              | 3                                        |
| 静岡県  | 10                  | 8 (0)  | 2                              | 0                                        | 鹿児島県 | 12                  | 9 (2)    | 5                              | 4                                        |
| 愛知県  | 8                   | 11 (0) | 2                              | 0                                        | 沖縄県  | 5                   | 5 (2)    | 1                              | 1                                        |
| 三重県  | 4                   | 4 (0)  | 1                              | 0                                        | 計    | 345                 | 349 (12) | 151 <14>                       | 87 <12>                                  |

(カッコ内は被災3県における二次医療圏数)

※二次医療圏数は平成22年4月現在

出典: 平成20年患者調査(医政局指導課による特別集計: 二次医療圏別、病院の療養病床及び一般病床の推計入院患者の圏内への流入患者割合、圏外への流出患者割合)

# 疾病又は事業ごとのPDCAサイクルの 推進について

# 疾病・事業及び在宅医療の医療体制構築に係る指針について

## 例：急性心筋梗塞

平成24年3月30日医政指発0330第9号

### 第1 急性心筋梗塞の現状

1. 急性心筋梗塞の疫学
2. 急性心筋梗塞の医療

疾病・事業の現状として、疫学やどのような医療が行われているのかを示している

### 第2 医療機関とその連携

1. 目指すべき方向
2. 各医療機能と連携

疾病・事業の現状を踏まえて、疾病・事業の医療体制に求められる医療機能を示している

### 第3 構築の具体的な手順

- |          |         |
|----------|---------|
| 1. 現状の把握 | 5. 数値目標 |
| 2. 圏域の設定 | 6. 施策   |
| 3. 連携の検討 | 7. 評価   |
| 4. 課題の抽出 | 8. 公表   |

疾病・事業の現状、医療体制に求められる医療機能を踏まえ、都道府県が疾病・事業の医療体制を構築するための具体的な手順を示している

# 医療計画の指針「第3 構築の具体的な手順」について

## (旧)指針

## 改正

### 1 情報の収集

### 1 現状の把握

○患者動向、医療資源・医療連携等に関する現状を把握

### 2 医療機能の明確化及び圏域の設定に関する検討

### 2 圏域の設定

○二次医療圏を超えた患者受療動向等をもとに、疾病・事業ごとの圏域を設定

### 3 連携の検討及び計画への記載

### 3 連携の検討

○医療機能を明確化した上で、関係機関の連携を検討し、医療機関等の名称を記載

追加

### 4 課題の抽出

○指標例を参考に医療圏ごとの課題を抽出

### 4 数値目標及び評価

### 5 数値目標

○各地域における医療提供体制の課題を解決するに当たっての数値目標を設定

追加

### 6 施策

○数値目標の達成及び各医療機能がより発揮されるために行う施策を策定

### 7 評価

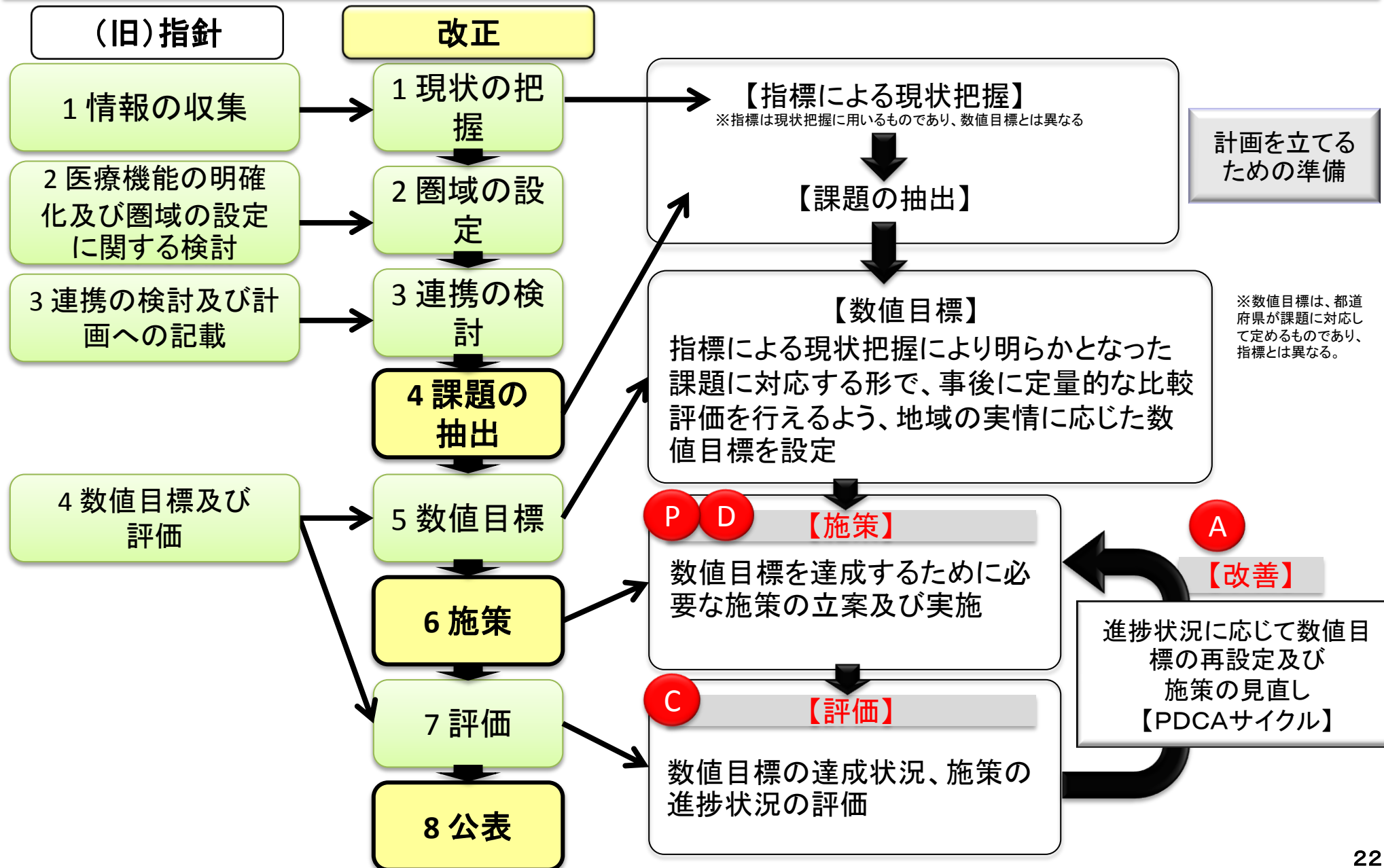
○評価を行う組織や時期を明記し、数値目標の達成状況、施策の進捗状況を評価

追加

### 8 公表

○指標、課題、数値目標、施策、評価等について、ホームページ等で公表

# 医療計画の指針「第3 構築の具体的な手順」について



# 必須指標・推奨指標選定の考え方

## 必須指標： 全都道府県で入手可能な指標

|                                                         |                                                                                 |
|---------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------|
| ①厚生労働省大臣官房統計情報部が実施している調査等の公開データに基づく指標<br>(例)患者調査、医療施設調査 | (長所)<br>①都道府県間、医療圏間の比較ができる<br>②経年的な比較ができる                                       |
| ②都道府県が把握可能な機能をもった病院数等の指標<br>(例)地域医療支援病院数、地域がん診療連携拠点病院数  | (短所)<br>①3年に一度など調査周期が長いものは、PDCAサイクルのための数値目標になりにくい<br>②病院数、医療従事者数など、ストラクチャー指標が多い |
| ③診療報酬の施設基準届出数から得られる指標                                   | ③都道府県単位、2次医療圏単位など調査の範囲が固定されている                                                  |

## 推奨指標： 独自調査、データの解析等が必要であるが、把握する必要性が高いと考えられる指標

|                                                      |                                                           |
|------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------|
| ①分析を要するが、公的統計等から入手可能な指標                              | (例) 患者調査、医療施設調査等の個票解析で得られるデータ                             |
| ②独自調査が必要であるが、医学的あるいは医療提供体制を検討する上で、把握する必要性が高いと考えられる指標 | (例) 専門的治療が可能な医療機関<br>救急搬送件数、手術の実施件数 等<br>(消防、医療機関への調査が必要) |

# 課題の抽出－数値目標－施策の考え方について

## 現状の把握

各種現状把握の指標を分析する。  
その際、関連する指標についても検討する。

## 課題の抽出

把握した指標をもとに課題を抽出する。

## 数値目標

課題を解決するにあたっての数値目標、目標達成に要する期間を設定する。

## 施策

課題を解決するにあたっての施策を計画する。

(急性心筋梗塞急性期～回復期の例示)

急性心筋梗塞退院患者平均在院日数(O): 30日 (全国平均20日)

心臓リハビリテーションが実施可能な医療圏数(S): 全5医療圏  
医療機関数(S): 8病院

急性心筋梗塞地域連携クリティカルパス導入医療圏数(P): 全5医療圏中2医療圏

平均在院日数には種々の要因が関連しているため、平均在院日数の短縮を目標とする場合、関連する指標の改善が必要。心臓リハビリテーションの実施可能医療機関数を増やすことも望まれるが、全医療圏でリハビリテーションが可能な状況であり、急性心筋梗塞地域連携クリティカルパス未導入の医療圏にパスを導入することが優先度の高い課題と判断。

急性心筋梗塞地域連携クリティカルパス導入医療圏数 5全医療圏  
(3年以内)

地域連携クリティカルパスモデル事業を実施、地域医療関係者による合同カンファレンスを実施

急性心筋梗塞地域連携クリティカルパスモデル事業  
平成24年度 A医療圏において ○○病院に委託  
平成25年度 …

※ (S)ストラクチャー・(P)プロセス・(O)アウトカム



# 医療計画の進捗評価のイメージ

○抽出された課題をもとに目標項目・数値目標を設定し、施策・事業を策定(plan)・実施(do)、評価(check)、改善(act)

| 目標項目                     | 現状値  | 数値目標           | 目標達成までの時期 | 実施する施策            | 評価体制  | 1年後  |                                            |          | 2年後 |            |         | ... |            |         | 最終評価 |
|--------------------------|------|----------------|-----------|-------------------|-------|------|--------------------------------------------|----------|-----|------------|---------|-----|------------|---------|------|
|                          |      |                |           |                   |       | 数値   | 施策・事業の達成状況                                 | 今後の取組方針  | 数値  | 施策・事業の達成状況 | 今後の取組方針 | 数値  | 施策・事業の達成状況 | 今後の取組方針 |      |
| 急性心筋梗塞地域連携クリティカルパス導入医療圏数 | 2医療圏 | 5医療圏<br>(全医療圏) | 3年後       | 地域連携クリティカルパスモデル事業 | 医療審議会 | 3医療圏 | 全体的に順調<br>比較的順調<br>一部に努力を要する<br>全体的に努力を要する | 現在の事業を継続 | ... | ...        |         | ... | ...        |         |      |
|                          |      |                |           |                   |       |      |                                            |          |     |            |         |     |            |         |      |
|                          |      |                |           |                   |       |      |                                            |          |     |            |         |     |            |         |      |
|                          |      |                |           |                   |       |      |                                            |          |     |            |         |     |            |         |      |

○一覧表にすることで、課題と施策・事業との関連性、計画の進捗状況等の評価結果について、患者や住民に分かりやすい形で情報提供ができる。

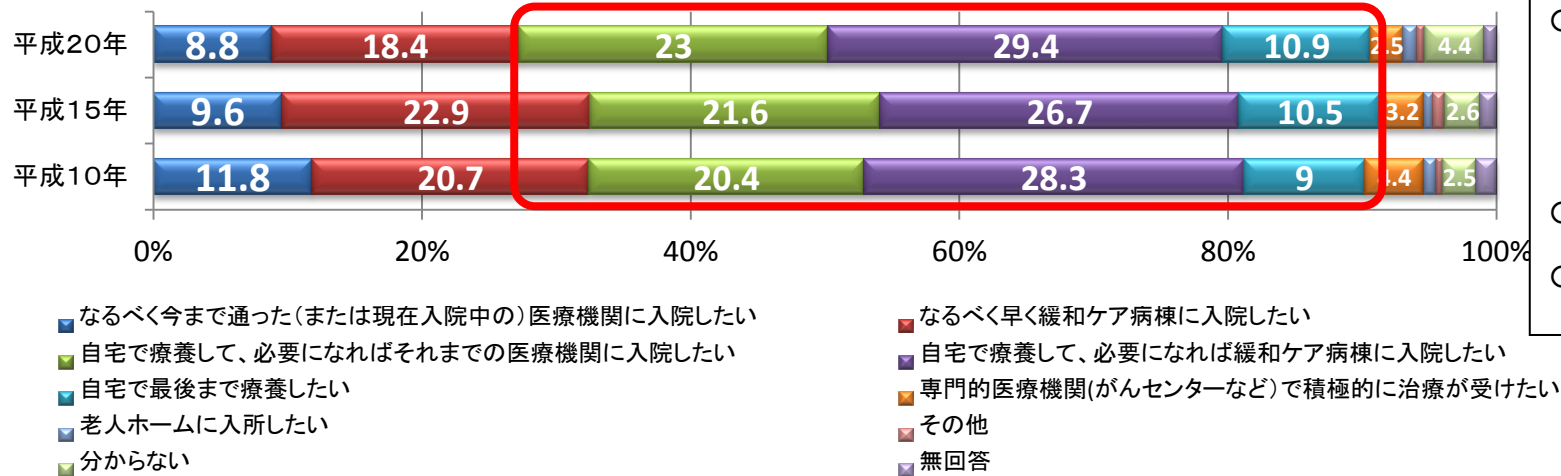
○目標項目の数値の年次推移や施策の進捗状況の把握、評価について、都道府県医療審議会等により定期的に実施し(1年ごとの実施が望ましい。)、必要に応じて施策の見直しを図ることが必要。

# 在宅医療に係る医療体制の 充実・強化について

# 在宅医療に関する国民のニーズ

- 自宅で療養して、必要になれば医療機関等を利用したいと回答した者の割合を合わせると、**60%以上の国民が「自宅で療養したい」と回答した**(上図)。
- また要介護状態になっても、**自宅や子供・親族の家での介護を希望する人が4割を超えた**(下図)。
- 住み慣れた環境でできるだけ長く過ごせるよう、また望む人は自宅での看取りも選択肢になるよう、在宅医療を推進していく必要がある。

## ■終末期の療養場所に関する希望



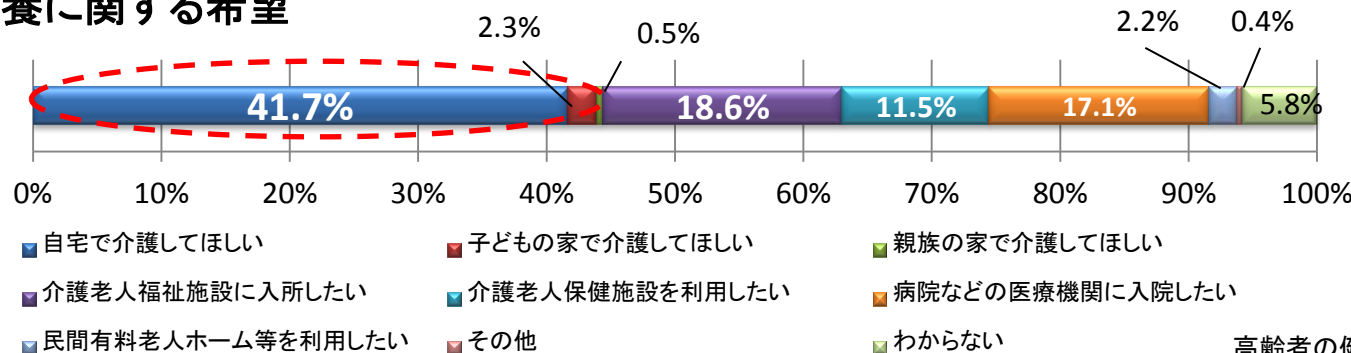
○調査対象及び客体  
 ・全国の市区町村に居住する満20歳以上の男女から5,000人を層化二段無作為抽出法により抽出  
 ・150国勢調査区の住民基本台帳から客体を実無作為に抽出

○調査の方法  
 郵送法

○回収数  
 2,527人(回収率50.5%)

出典: 終末期医療に関する調査(各年)

## ■療養に関する希望



○調査対象  
 全国の55歳以上の男女5,000人

○調査の方法  
 調査員による面接聴取法

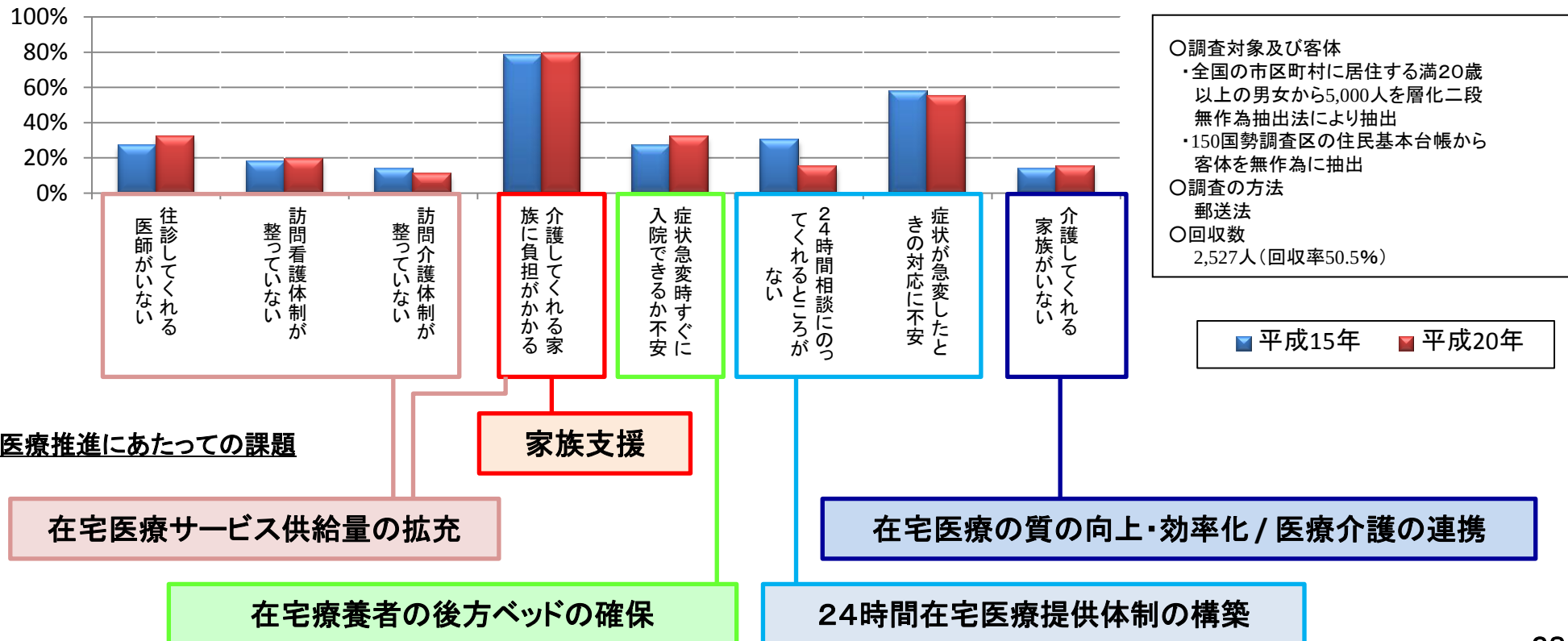
○標本抽出方法  
 層化二段無作為抽出法

○回収数  
 3,157人(回収率63.1%)

# 在宅医療推進にあたっての課題

- 在宅医療を必要とする者は2025年には29万人と推計され、約12万人増えることが見込まれる。
- 急性期治療を終えた慢性期・回復期患者の受け皿として、終末期ケアも含む生活の質を重視した医療としての在宅医療のニーズは高まっている。
- 在宅医療推進の課題として、1)在宅医療サービス供給量の拡充、2)家族支援、3)在宅療養者の後方ベッドの確保、4)24時間在宅医療提供体制の構築、5)在宅医療の質の向上・効率化、医療・介護の連携、が挙げられる。

## ■在宅療養移行や継続の阻害要因



# 在宅医療の体制

## 退院支援

○入院医療機関と在宅医療に係る機関との協働による退院支援の実施

- ・病院・診療所
- ・訪問看護事業所
- ・薬局
- ・居宅介護支援事業所
- ・地域包括支援センター
- ・在宅医療において積極的役割を担う医療機関
- ・在宅医療に必要な連携を担う拠点

等

## 日常の療養支援

- 多職種協働による患者や家族の生活を支える観点からの医療の提供
- 緩和ケアの提供
- 家族への支援

病院・診療所、訪問看護事業所、薬局、居宅介護支援事業所、  
地域包括支援センター、介護老人保健施設  
短期入所サービス提供施設  
在宅医療において積極的役割を担う医療機関  
在宅医療に必要な連携を担う拠点 等

急変

## 急変時の対応

- 在宅療養者の病状の急変時における緊急往診体制及び入院病床の確保

- ・病院・診療所
- ・訪問看護事業所
- ・薬局
- ・在宅医療において積極的役割を担う医療機関
- ・在宅医療に必要な連携を担う拠点 等

## 看取り

○住み慣れた自宅や介護施設等、患者が望む場所での看取りの実施

- ・病院・診療所
- ・訪問看護事業所
- ・薬局
- ・居宅介護支援事業所
- ・地域包括支援センター
- ・在宅医療において積極的役割を担う医療機関
- ・在宅医療に必要な連携を担う拠点 等

# 在宅医療の体制

| 体制         | 退院支援                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 日常の療養支援                                                                                                                                                                                                                              | 急変時の対応                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 看取り                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 目標         | <ul style="list-style-type: none"> <li>●入院医療機関と、在宅医療に係る機関の円滑な連携により、切れ目のない継続的な医療体制を確保すること</li> </ul>                                                                                                                                                                                                      | <ul style="list-style-type: none"> <li>●患者の疾患、重症度に応じた医療(緩和ケアを含む)が多職種協働により、できる限り患者が住み慣れた地域で継続的、包括的に提供されること</li> </ul>                                                                                                                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>●在宅療養者の病状の急変時に対応できるよう、在宅医療を担う病院・診療所、訪問看護事業所及び入院機能を有する病院・診療所との円滑な連携による診療体制を確保すること</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                            | <ul style="list-style-type: none"> <li>●住み慣れた自宅や介護施設等、患者が望む場所での看取りを行うことができる体制を確保すること</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 関係機関の例     | <ul style="list-style-type: none"> <li>●病院・診療所</li> <li>●訪問看護事業所</li> <li>●薬局</li> <li>●居宅介護支援事業所</li> <li>●地域包括支援センター</li> <li>●在宅医療において積極的役割を担う医療機関</li> <li>●在宅医療に必要な連携を担う拠点</li> </ul> <p>※病院・診療所には、歯科を標榜するものを含む。以下同じ。</p>                                                                           | <ul style="list-style-type: none"> <li>●病院・診療所</li> <li>●訪問看護事業所</li> <li>●薬局</li> <li>●居宅介護支援事業所</li> <li>●地域包括支援センター</li> <li>●介護老人保健施設</li> <li>●短期入所サービス提供施設</li> <li>●在宅医療において積極的役割を担う医療機関</li> <li>●在宅医療に必要な連携を担う拠点</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>●病院・診療所</li> <li>●訪問看護事業所</li> <li>●薬局</li> <li>●在宅医療において積極的役割を担う医療機関</li> <li>●在宅医療に必要な連携を担う拠点</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                             | <ul style="list-style-type: none"> <li>●病院・診療所</li> <li>●訪問看護事業所</li> <li>●薬局</li> <li>●居宅介護支援事業所</li> <li>●地域包括支援センター</li> <li>●在宅医療において積極的役割を担う医療機関</li> <li>●在宅医療に必要な連携を担う拠点</li> </ul>                                                                                                                                                             |
| 求められる事項(抄) | <p>【入院医療機関】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●退院支援の際には、患者の住み慣れた地域に配慮した在宅医療及び介護資源の調整を心がけること</li> </ul> <p>【在宅医療に係る機関】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●在宅療養者のニーズに応じて、医療や介護を包括的に提供できるよう調整すること</li> <li>●高齢者のみでなく、小児や若年層の在宅療養者に対する訪問診療、訪問看護、訪問薬剤指導等にも対応できるような体制を確保すること</li> </ul>      | <p>【在宅医療に係る機関】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●相互の連携により、在宅療養者のニーズに対応した医療や介護が包括的に提供される体制を確保すること</li> <li>●地域包括支援センター等と協働しつつ、療養に必要な医療や介護、家族の負担軽減につながるサービスを適切に紹介すること</li> <li>●医薬品や医療・衛生材料等の供給を円滑に行うための体制を整備すること</li> </ul> | <p>【在宅医療に係る機関】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●病状急変時における連絡先をあらかじめ在宅療養者やその家族に提示し、また、求めがあった際に24時間対応が可能な体制を確保すること</li> <li>●24時間対応が自院で難しい場合も、近隣の病院や診療所、訪問看護事業所等との連携により24時間対応が可能な体制を確保すること</li> </ul> <p>【入院医療機関】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●在宅療養支援病院、有床診療所等において、連携している医療機関(特に無床診療所)が担当する在宅療養者の病状が急変した際に、必要に応じて一時受け入れを行うこと</li> <li>●重症で対応できない場合は、他の適切な医療機関と連携する体制を構築すること</li> </ul> | <p>【在宅医療に係る機関】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●終末期に出現する症状に対する患者や家族の不安を解消し、患者が望む場所での看取りを行うことができる体制を構築すること</li> <li>●患者や家族に対して、自宅や住み慣れた地域で受けられる医療及び介護や看取りに関する適切な情報提供を行うこと</li> <li>●介護施設等による看取りを必要に応じて支援すること</li> </ul> <p>【入院医療機関】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●在宅医療に係る機関で看取りに対応できない場合について、病院・有床診療所で必要に応じて受け入れること</li> </ul> |
|            | <p>【在宅医療において積極的役割を担う医療機関】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●医療機関(特に一人の医師が開業している診療所)が必ずしも対応しきれない夜間や医師不在時、患者の病状の急変時等における診療の支援を行うこと</li> <li>●卒後初期臨床研修制度(歯科の場合、卒後臨床研修制度)における地域医療研修において、在宅医療の現場での研修を受ける機会等の確保に努めること</li> <li>●地域包括支援センター等と協働しつつ、療養に必要な医療及び介護や家族の負担軽減につながるサービスを適切に紹介すること</li> </ul> |                                                                                                                                                                                                                                      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|            | <p>【在宅医療に必要な連携を担う拠点】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●地域の医療及び介護関係者による協議の場を定期的開催し、在宅医療における連携上の課題の抽出及びその対応策の検討等を実施すること</li> <li>●質の高い在宅医療をより効率的に提供するため、関係機関の連携による24時間体制の構築や多職種による情報共有の促進を図ること</li> </ul>                                                                                        |                                                                                                                                                                                                                                      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|            | <ul style="list-style-type: none"> <li>●入院機能を有する医療機関においては、在宅療養者の病状が急変した際の一時受け入れを行うこと</li> <li>●災害時等にも適切な医療を提供するための計画(人工呼吸器等の医療機器を使用している患者の搬送等に係る計画を含む)を策定し、他の医療機関等の計画策定等の支援を行うこと</li> </ul>                                                                                                              |                                                                                                                                                                                                                                      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|            | <ul style="list-style-type: none"> <li>●地域の医療及び介護資源の機能等を把握し、地域包括支援センター等と連携しながら、退院時から看取りまでの医療や介護にまたがる様々な支援を包括的かつ継続的に提供できるよう、関係機関との調整を行うこと</li> <li>●在宅医療に関する人材育成及び普及啓発を実施すること</li> </ul>                                                                                                                  |                                                                                                                                                                                                                                      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |

## 第5期介護保険事業（支援）計画の策定

- 地域包括ケアの実現を目指すため、第5期計画（平成24～26年度）では次の取組を推進。
  - ・ 日常生活圏域ニーズ調査を実施し、地域の課題・ニーズを的確に把握
  - ・ 計画の内容として、認知症支援策、在宅医療、住まいの整備、生活支援を位置付け

### 日常生活圏域ニーズ調査

（郵送＋未回収者への訪問による調査）

- ・ どの圏域に、
- ・ どのようなニーズをもった高齢者が、
- ・ どの程度生活しているのか

地域の課題や  
必要となるサービス  
を把握・分析

#### 調査項目（例）

- 身体機能・日常生活機能（ADL・IADL）
- 住まいの状況
- 認知症状
- 疾病状況

### 介護保険事業（支援）計画

#### これまでの主な記載事項

- 圏域の設定
- 介護サービスの種類ごとの見込み
- 施設の必要利用定員
- 地域支援事業（市町村）
- 介護人材の確保策（都道府県）など



#### 地域の実情を踏まえて記載する新たな内容

- 認知症支援策の充実
- **医療との連携**
- 高齢者の居住に係る施策との連携
- 見守りや配食などの多様な生活支援サービス

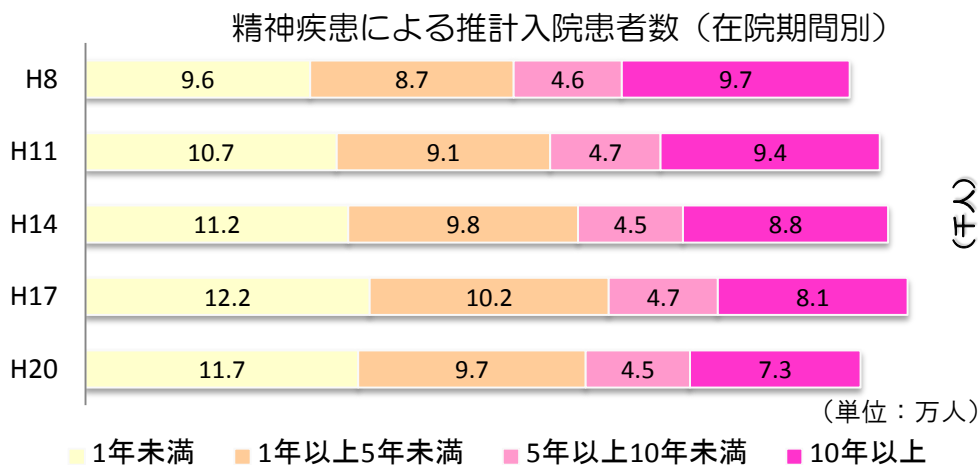
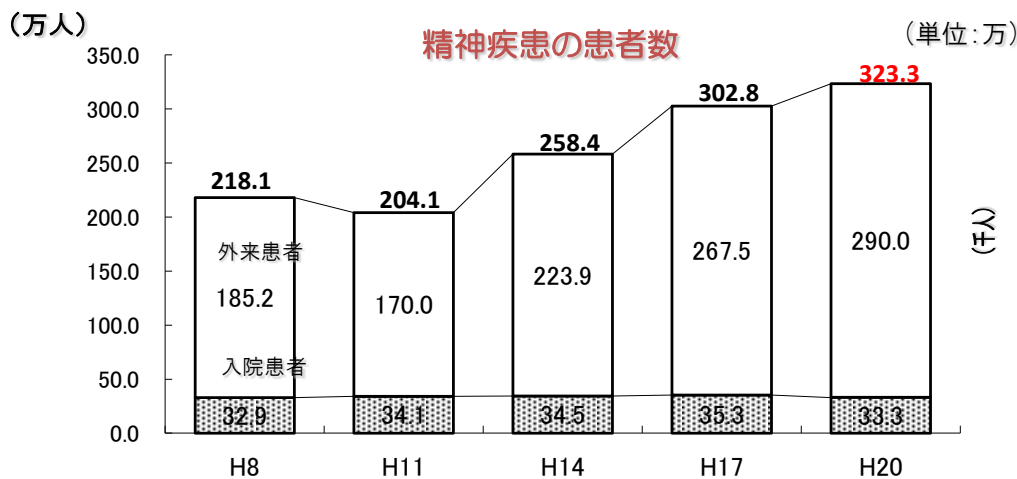
# 精神疾患の医療体制の構築について



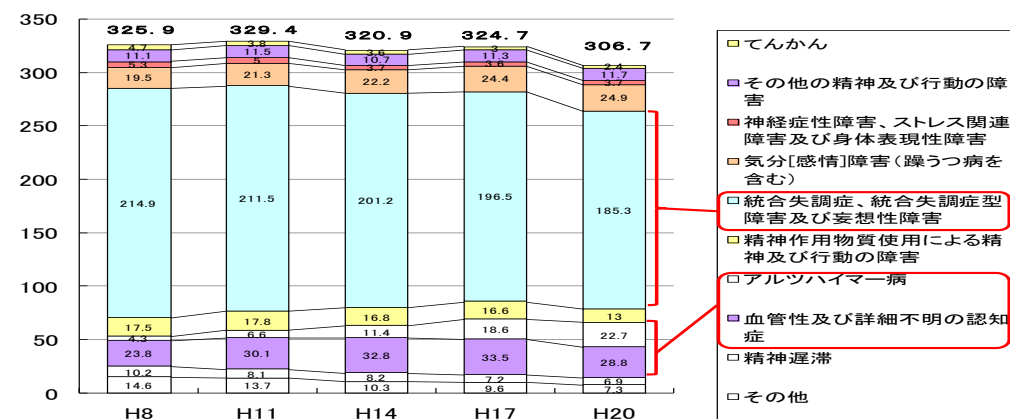
# 精神保健医療福祉施策について

## ○ 今後の精神保健医療福祉のあり方に関する課題

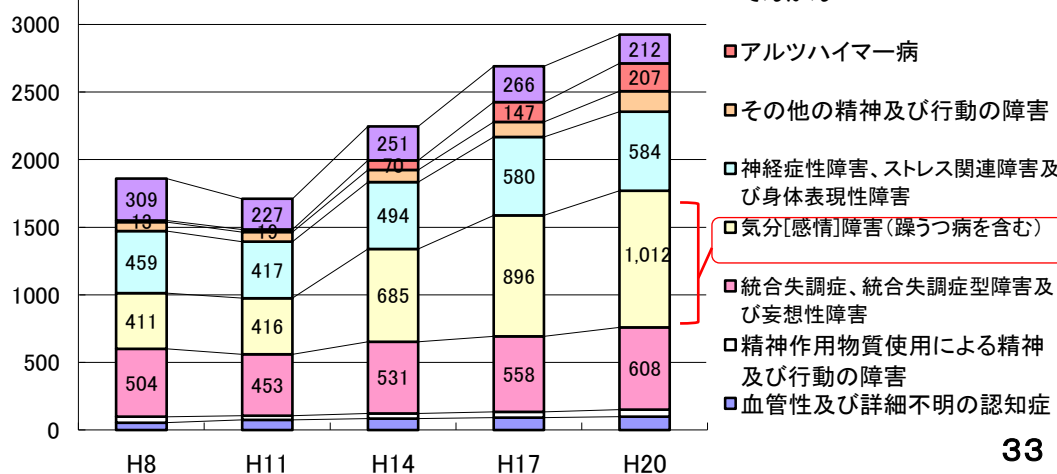
- 近年、精神疾患を有する患者数は急増しており、入院患者を疾病別に見ると、統合失調症患者が減少傾向にある一方で、認知症患者が急増しており、結果として、精神病床は、35万床前後でほとんど減少していない。
- 我が国の精神科医療については、歴史的に入院医療中心で進んできており、いわゆる社会的入院の患者をはじめ未だに数多くの長期入院患者が存在している。
- うつ病等の気分障害患者数は100万人を超え、うつ病患者数は平成8年からの12年間で約3.5倍となっている。



## 精神病床入院患者の疾病別内訳



## 精神疾患外来患者の疾病別内訳



# 医療計画に記載すべき疾病への精神疾患の追加について

## 患者数の現状

- 平成20年の患者調査において精神疾患の患者数は323万人であり、医療計画に記載すべきいずれの4疾病(がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病)の患者数よりも多くなっている。職場におけるうつ病の増加や、高齢化による認知症患者の増加など、精神疾患は国民に広く関わる疾患となっている。

※4疾病患者数：悪性新生物152万人、脳血管疾患134万人、虚血性心疾患81万人、糖尿病237万人（平成20年患者調査）

## 死亡数の現状

- 精神疾患による死亡数(平成21年人口動態統計)は1.1万人となっている。また、遺族等の聞き取り等による自殺の実態調査によると、自殺者の約9割に、何らかの精神疾患に罹患していた可能性があるとするが(※)、自殺による死亡数(平成21年人口動態統計)は3.1万人であり、糖尿病による死亡数1.4万人の約2倍となっている。

※平成21年厚生労働科学研究「自殺の精神医学的背景に関する研究」(研究代表者 加我牧子、研究分担者 高橋祥友)

※※死因順位別の死亡数(上位3位)：悪性新生物34万人、心疾患18万人、脳血管疾患12万人（平成21年人口動態統計）

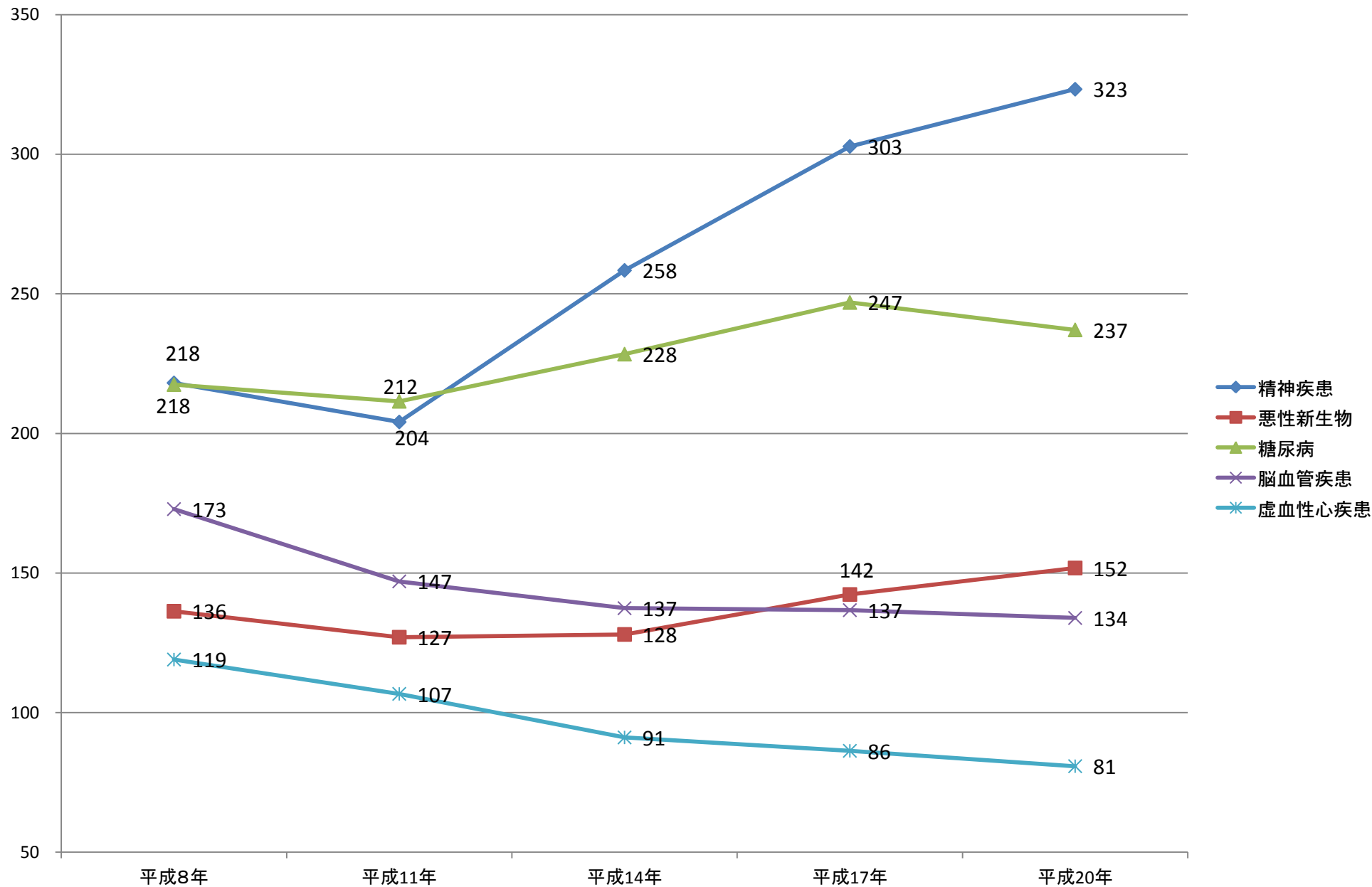
## 医療連携の必要性

- 患者の早期治療や地域への移行を目的として、急性期の入院医療の重点化や訪問診療・訪問看護等の充実等を図るとともに、地域の精神科をはじめとする病院、診療所、訪問看護ステーションなどが個々の機能に応じた連携を推進することが必要ではないか。



以上のことから、精神疾患を医療計画に記載すべき疾病に追加し、求められる医療機能の明確化、各医療機関等の機能分担や連携を推進してはどうか。

# 傷病別の医療機関にかかっている患者数の年次推移



※単位:万人

※出典:患者調査を基に作成

# 精神疾患に関する医療計画 目指すべき方向

精神疾患患者やその家族等に対して、

1. **住み慣れた身近な地域で基本的な医療やサービス支援を受けられる体制**
2. **精神疾患の患者像に応じた医療機関の機能分担と連携により、他のサービスと協働することで、適切に保健・医療・介護・福祉・生活支援・就労支援等の総合的な支援を受けられる体制**
3. **症状がわかりにくく、変化しやすいため、医療やサービス支援が届きにくいという特性を踏まえ、アクセスしやすく、必要な医療を受けられる体制**
4. **手厚い人員体制や退院支援・地域連携の強化など、必要な時に、入院医療を受けられる体制**
5. **医療機関等が、提供できるサービスの内容や実績等についての情報を、積極的に公開することで、各種サービス間での円滑な機能連携を図るとともに、サービスを利用しやすい環境**

を、提供することを目指す。

# 精神疾患に関する医療計画 イメージ① 【病期】

|              | 【予防】                                                                                                         | 【アクセス】                                                                                                                                                                            | 【治療～回復】                                                                                                                                                            | 【回復～社会復帰】                                                                                                                                                                         |
|--------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 機能           | 精神疾患の発症予防                                                                                                    | 症状が出て精神科医に受診できる機能                                                                                                                                                                 | 適切な医療サービスの提供<br>退院に向けた支援を提供                                                                                                                                        | 再発を防止して地域生活を維持<br>社会復帰に向けた支援、外来医療や訪問診療等を提供                                                                                                                                        |
| 目標           | 精神疾患の発症を防ぐ                                                                                                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>●症状が出て精神科医に受診できるまでの期間を短縮する</li> <li>●精神科と地域の保健医療サービス等との連携</li> </ul>                                                                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>●患者に応じた質の高い精神科医療の提供</li> <li>●退院に向けて病状が安定するための支援を提供</li> </ul>                                                              | <ul style="list-style-type: none"> <li>●できるだけ長く、地域生活を継続できる</li> <li>●社会復帰(就労・住居確保等)のための支援を提供</li> <li>●緊急時にいつでも対応できる</li> </ul>                                                   |
| 関係機関         | 保健所、精神保健福祉センター等の保健・福祉等の関係機関(地域保健・産業保健・介護予防・母子保健・学校保健・児童福祉・地域福祉)                                              | 一般の医療機関(かかりつけの医師)、精神科病院、精神科を標榜する一般病院、精神科診療所、薬局、保健所、精神保健福祉センター等                                                                                                                    | 精神科病院、精神科を標榜する一般病院、精神科診療所、薬局、訪問看護ステーション等                                                                                                                           | <ul style="list-style-type: none"> <li>●精神科病院、精神科を標榜する一般病院、精神科診療所、在宅医療を提供する関係機関、薬局、訪問看護ステーション、障害福祉サービス事業所、相談支援事業所、介護サービス事業所、職場の産業医、ハローワーク、地域障害者職業センター等</li> </ul>                 |
| 医療機関に求められる事項 | <ul style="list-style-type: none"> <li>●国民の精神的健康の増進のための普及啓発、一次予防に協力する</li> <li>●地域保健、産業保健領域等との連携等</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>●精神科医との連携推進(GP(身体科と精神科)連携事業への参画等)</li> <li>●かかりつけの医師等の対応力向上研修への参加</li> <li>●保健所や精神保健福祉センター等と連携</li> <li>●必要に応じ、アウトリーチ(訪問支援)の提供等</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>●患者の状況に応じて、適切な精神科医療を提供</li> <li>●医師、薬剤師、保健師、看護師、作業療法士、精神保健福祉士、臨床心理技術者等の多職種チームによる支援体制</li> <li>●緊急時の対応体制や連絡体制の確保等</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>●患者の状況に応じて、適切な外来医療や訪問診療等を提供</li> <li>●必要に応じ、アウトリーチ(訪問支援)を提供</li> <li>●緊急時の対応体制や連絡体制の確保</li> <li>●各種のサービス事業所等と連携し、生活の場で必要な支援を提供等</li> </ul> |

# 精神疾患に関する医療計画 イメージ② 【状態像】

|              | 急性増悪の場合                                                                                                                              | 専門医療の場合                                                                                                                                                  | 身体合併症<br>(急性疾患)の場合                                                                                                                                                                                                                     | 身体合併症<br>(専門的な疾患)の場合                                                                                                                                                      |
|--------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 機能           | 急性増悪した患者に、速やかに精神科救急医療を提供                                                                                                             | 専門的な精神科医療を提供                                                                                                                                             | 身体合併症を有する精神疾患患者に、速やかに必要な医療を提供                                                                                                                                                                                                          | 専門的な身体疾患を合併する精神疾患患者に必要な医療を提供                                                                                                                                              |
| 目標           | 24時間365日、精神科救急医療を提供できる                                                                                                               | 児童精神医療(思春期を含む)、依存症、てんかん等の専門的な精神科医療を提供できる体制を少なくとも都道府県単位で確保する                                                                                              | 24時間365日、身体合併症を有する救急患者に適切な救急医療を提供できる                                                                                                                                                                                                   | 専門的な身体疾患(腎不全、歯科疾患等)を合併する精神疾患患者に必要な医療を提供できる                                                                                                                                |
| 関係機関         | 保健所、精神保健福祉センター、精神医療相談窓口、精神科救急情報センター、精神科病院、精神病床を有する一般病院、精神科診療所 等                                                                      | 各領域の専門医療機関 等                                                                                                                                             | 救命救急センター、一般の救急医療機関、精神科病院、精神科を標榜する一般病院 等                                                                                                                                                                                                | 精神病床を有する一般病院、人工透析等が可能な専門医療機関、精神科病院、精神科診療所、一般病院、一般診療所、歯科診療所 等                                                                                                              |
| 医療機関に求められる事項 | <ul style="list-style-type: none"> <li>●精神科救急患者の受け入れできる設備を有する(検査、保護室等)</li> <li>●地域の精神科救急医療システムに参画</li> <li>●地域の医療機関との連携等</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>●各領域における、適切な診断・検査・治療を行なえる体制を有する</li> <li>●各領域ごとに必要な保健、福祉等の行政機関等と連携</li> <li>●他の都道府県の専門医療機関とネットワークを有する等</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>●身体合併症と精神疾患の両方について適切に診断できる(一般救急医療機関と精神科医療機関とが連携)</li> <li>●精神病床で治療する場合は、身体疾患に対応できる医師や医療機関の診療協力を有する</li> <li>●一般病床で治療する場合は、精神科リエゾンチーム(多職種チーム)や精神科医療機関の診療協力を有する</li> <li>●地域の医療機関と連携 等</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>●精神病床については、身体科や身体疾患に対応できる医師や医療機関の診療協力を有する</li> <li>●一般病床については、精神科リエゾンチーム(多職種チーム)や精神科医療機関の診療協力を有する</li> <li>●地域の医療機関と連携等</li> </ul> |

# 精神疾患に関する医療計画 イメージ③【うつ病の場合】

|              | 【予防】                                                                                                    | 【アクセス】                                                                                                                                                                                  | 【治療～回復】                                                                                                                                                                                                                                                                  | 【回復～社会復帰】                                                                                                                                                                                                                            |
|--------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 機能           | うつ病の発症予防                                                                                                | 症状が出てから精神科医に受診できる機能                                                                                                                                                                     | 適切な医療サービスの提供<br>退院に向けた支援を提供                                                                                                                                                                                                                                              | 再発を予防して地域生活を維持<br>社会復帰(復職等)に向けた支援、外来医療や訪問診療等を提供                                                                                                                                                                                      |
| 目標           | うつ病の発症を防ぐ                                                                                               | <ul style="list-style-type: none"> <li>●症状が出てから精神科医に受診できるまでの期間を短縮する</li> <li>●うつ病の可能性について判断ができる</li> </ul>                                                                              | <ul style="list-style-type: none"> <li>●うつ病の正確な診断ができ、うつ病の状態に応じた質の高い医療の提供</li> <li>●退院に向けて病状が安定するための支援を提供</li> </ul>                                                                                                                                                      | <ul style="list-style-type: none"> <li>●できるだけ長く、地域生活を継続できる</li> <li>●社会復帰(復職等)のための支援を提供</li> <li>●急変時にいつでも対応できる</li> </ul>                                                                                                           |
| 関係機関         | 保健所、精神保健福祉センター等の保健・福祉等の関係機関(地域保健・産業保健・学校保健等)                                                            | 一般の医療機関(かかりつけの医師)、精神科病院、精神病床を有する一般病院、精神科診療所、救急医療機関、薬局、保健所、精神保健福祉センター、職場の産業医 等                                                                                                           | 精神科病院、精神病床を有する一般病院、精神科診療所、薬局、訪問看護ステーション 等                                                                                                                                                                                                                                | 精神科医療機関、薬局、障害福祉サービス事業所、相談支援事業所、介護サービス事業所、職場の産業医、ハローワーク、地域障害者職業センター 等                                                                                                                                                                 |
| 医療機関に求められる事項 | <ul style="list-style-type: none"> <li>●うつ病に関する知識の普及啓発、一次予防に協力する</li> <li>●地域保健、産業保健領域等との連携等</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>●内科等身体疾患を担当する医師(救命救急医、産業医を含む。)と精神科医との連携会議等(GP連携事業等)への参画</li> <li>●自殺未遂者やうつ病等に対する対応力向上のための研修等への参加</li> <li>●保健所等の地域、職域等の保健医療サービス等との連携等</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>●うつ病とうつ状態を伴う他の疾患について鑑別診断できる</li> <li>●うつ病の重症度を評価できる</li> <li>●重症度に応じて、薬物療法及び精神療法等の非薬物療法を含む適切な精神科医療を提供でき、必要に応じて、他の医療機関と連携できる</li> <li>●医師、薬剤師、保健師、看護師、作業療法士、精神保健福祉士等の多職種チームによる支援体制</li> <li>●産業医等を通じた連携により、復職に必要な支援を提供等</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>●患者の状況に応じて、適切な外来医療や訪問診療等を提供</li> <li>●生活習慣などの環境調整等に関する助言ができる</li> <li>●緊急時の対応体制や連絡体制の確保</li> <li>●ハローワーク、地域障害者職業センター等と連携により、就職、復職等に必要な支援を提供</li> <li>●産業医等を通じた連携により、就労継続に必要な支援を提供等</li> </ul> |

※うつ病に関連する施策:うつ病に対する医療などの支援体制の強化(G-P連携事業)、かかりつけ医等心の健康対応力向上研修事業、自殺未遂者・自殺者遺族ケア対策事業、認知行動療法研修事業 等

# 医療従事者の確保に関する 事項について



# 地域医療支援センター運営経費

平成24年度予算 7.3億円 (平成23年度予算 5.5億円)  
(20箇所) (15箇所)

## 地域医療支援センターの目的と体制

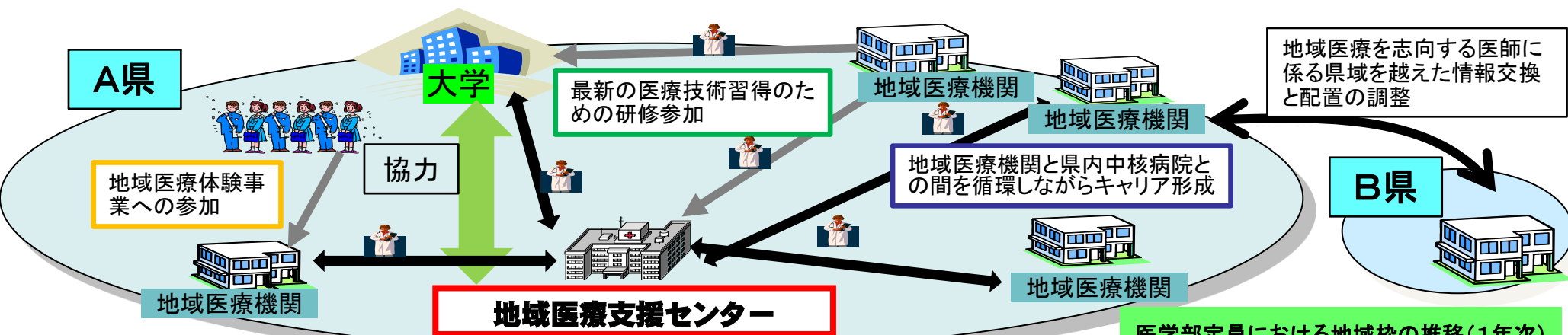
- 都道府県が責任を持って医師の地域偏在の解消に取り組むコントロールタワーの確立。
- 地域枠医師や地域医療支援センター自らが確保した医師などを活用しながら、キャリア形成支援と一体的に、地域の医師不足病院の医師確保を支援。
- 専任の実働部隊として、喫緊の課題である医師の地域偏在解消に取り組む。

・ 人員体制：専任医師2名、専従事務職員3名

・ 設置場所：都道府県庁、〇〇大学病院、都道府県立病院等

## 医師の地域偏在（都市部への医師の集中）の背景

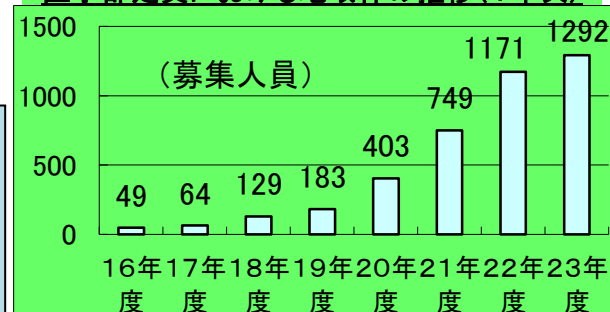
- 高度・専門医療への志向、都市部の病院に戻れなくなるのではないかという将来への不安等



## 地域医療支援センターの役割

- 都道府県内の医師不足の状況を個々の病院レベルで分析し、優先的に支援すべき医療機関を判断。医師のキャリア形成上の不安を解消しながら、大学と調整の上、地域の医師不足病院の医師確保を支援。
- 医師を受入れる医療機関に対し、医師が意欲を持って着任可能な環境作りを指導・支援。また、公的補助金決定にも参画。

医学部定員における地域枠の推移(1年次)



- 平成24年度は、地域医療支援センターの取り組みが、より多くの都道府県で実施されるよう、5箇所増の20箇所で運営に対する支援を行っていくこととしている。平成24年度に設置される20箇所の地域医療支援センターでの運営状況や成果等を広く周知していくことで、平成25年度以降のより広域的な展開に向けた取り組みを進めていく。

- 23年度設置(15道府県): 北海道、青森県、岩手県、福島県、新潟県、長野県、岐阜県、静岡県、京都府、島根県、広島県、徳島県、高知県、大分県、宮崎県
- 24年度設置(5県): 宮城県、茨城県、千葉県、三重県、滋賀県

# 地域医療支援センターの業務



## 【医師確保の支援】

### 【情報分析・方針策定】

➤ 必要医師数実態調査の結果や必要に応じた個別病院へのヒアリング等により、都道府県内の医師不足の状況や活用できる医師の情報を把握・分析し、優先的に対応すべき地域や診療科等の方針を策定する。

### 【医師不足病院の医師確保支援】

➤ 地域枠医師やセンター自らが確保した医師などを活用し、本人の意向を踏まえながら、医師不足病院の医師確保を支援するほか、円滑な業務運営を行うための大学（医局）への働きかけ等必要な調整を実施する。

## 【地域医療に従事することへの不安解消】

### 【キャリア形成の不安を解消】

➤ 本人の意向も尊重しながら、地域の医療機関と県内中核病院とのローテーションを経験する中で、地域の医療機関で指導医として活躍したり、専門医（認定医）を取得したり出来るよう、キャリア形成を支援する。

### 【指導を受けられる環境を整備】

➤ 若い医師が様々な地域で医療技術を磨けるよう、地域医療の経験者等を指導医として計画的に養成する。

### 【学びの機会を提供】

➤ 代替医師を確保して、地域医療に従事する医師に、キャリアに応じた中核病院での研修や学会への出席等最新の医療に触れられる機会を提供する。

## 【情報発信・コーディネート】

### 【様々な相談への対応】

➤ 県内外の医師、医学生、高校生などからの様々な相談に対応する。また、HPを開設し、求人・求職情報や県内の医師確保対策の内容などの情報を発信する。

### 【協力関係の構築】

➤ 大学、中核病院、医師会等との意見調整等を行う。また、地域で医師を受け入れる医療機関に、医師が意欲を持って着任できるような環境整備のための指導・支援をする。

# 医療対策協議会と地域医療支援センターの関係について(イメージ)

## 医療対策協議会※（医療法第30条の12に基づく）

※各都道府県によりその正式名称は異なる。

救急医療等確保事業※※に従事する医療従事者の確保をはじめとして、都道府県において必要とされる医療の確保に関する方針などを定めるため、都道府県が中心となって地域の医療関係者と協議を行う場

※※救急医療、災害時における医療、へき地の医療、周産期医療、小児医療（小児救急医療を含む。）

### 構成

- ・ 特定機能病院、地域医療支援病院、公的医療機関等の病院関係者 ・ 医療従事者養成関係機関（大学等）
- ・ 診療に関する学識経験者の団体 ・ 関係市町村 ・ 地域住民を代表する団体 など

医師確保等の方針

取組状況の報告

## 地域医療支援センター

地域枠医師や地域医療支援センター自らが確保した医師などを活用しながら、キャリア形成支援と一体的に、地域の医師不足病院の医師確保を支援

### 運営委員会

大学、関係医療機関、医師会、病院団体、市町村等の代表者

### 事務局の人員体制

専任医師2名、専従事務職員3名

都道府県が責任を持って、喫緊の課題である医師の地域偏在解消に取り組む。

# 災害時における医療体制の 見直しについて

# 災害医療等のあり方に関する検討会 報告書概要

## 災害拠点病院について

### 【東日本大震災を踏まえた課題・提案】

- 耐震化
  - ・災害時に傷病者を受け入れるために、病院機能を維持する必要性
  - ・耐震性の低い施設を有している災害拠点病院の被害
- ライフライン
  - ・連絡の取れなかった災害拠点病院あり
  - ・EMISへの緊急時入力が徹底されなかった
  - ・ライフラインの途絶が長期間となり、燃料等が不足
- 備蓄・流通
  - ・交通の遮断やガソリン不足等で、職員の分も含めた食料、飲料水等が不足
- ヘリポート
  - ・敷地外のヘリコプター離着陸場からの搬送では、時間と手間がかかった
- 平時からの役割
  - ・DMATや医療チームを受け入れる体制整備の必要性
- 基幹災害拠点病院
  - ・複数のDMAT保有・救命救急センターの指定の追加による災害時の診療機能の強化の必要性

### 【現状：災害時における初期救急医療体制の充実強化について（健政発第451号）】

### 【今後の方針】

|           |                                                 |                                                                                                                                                        |
|-----------|-------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ●耐震化      | ・施設は耐震構造を有すること                                  | ・診療機能を有する施設を耐震化<br>(病院機能を維持するための施設の耐震化が望ましい)                                                                                                           |
| ●ライフライン   | ・EMISの端末を原則として有すること<br>・水、電気等のライフラインの維持機能を有すること | ・衛星電話を保有、衛星回線インターネットに接続できる環境を整備<br>・EMISへ確実に情報を入力する体制を整備<br>・通常の6割程度の発電容量を備えた自家発電機を保有し、3日程度の燃料を備蓄<br>・受水槽の保有や井戸設備の整備、優先的な給水の協定等により、水を確保                |
| ●備蓄・流通    |                                                 | ・食料、飲料水、医薬品等を3日分程度備蓄<br>・地域の関係団体・業者との協定の締結等による体制整備                                                                                                     |
| ●ヘリポート    | ・原則として病院敷地内にヘリポートを整備                            | ・原則として病院敷地内にヘリポートを整備                                                                                                                                   |
| ●平時からの役割  | ・災害時の応急用資器材の貸出機能                                | ・DMATを保有し、DMATや医療チームを受け入れる体制整備<br>・救命救急センターもしくは2次救急病院の指定<br>・災害時の応急用医療資器材の貸出機能<br>・地域の2次救急医療機関等の医療機関とともに、定期的な訓練を実施<br>・災害時に地域の医療機関への支援を検討するための院内の体制を整備 |
| ●基幹災害拠点病院 | ・災害医療の研修に必要な研修室を保有                              | ・病院機能を維持するための施設を耐震化<br>・病院敷地内のヘリポート整備<br>・複数のDMAT保有<br>・救命救急センター指定                                                                                     |

※今後、「災害時における初期救急医療体制の充実強化について（健政発第451号）」を改正予定



# 災害医療等のあり方に関する検討会 報告書概要

## DMATについて

### 【東日本大震災を踏まえた課題】

- 活動内容
  - ・津波の被害が大きく、外傷等の従来想定されていた疾患とは違う慢性期疾患への対応が必要であった
- 活動時間
  - ・48時間以上の活動によりDMATの物資が不足した
- 通信機器
  - ・通信が困難であったチームや、EMISへの入力を行うためのインターネット接続が不可能であったチームがあった
- 指揮調整機能・ロジスティック
  - ・多数のDMATが被災地に入ったことにより、DMAT事務局やDMAT都道府県調整本部等における業務量が膨大となった
  - ・被災地内での医療ニーズの把握が困難であった
- 広域医療搬送
  - ・広域医療搬送の計画が策定されていなかったため、関係機関との調整に時間を要した
- 空路参集DMAT
  - ・空路参集では、DMATの生活資材等の携行が困難であった
- ドクターヘリ
  - ・DMAT事務局からドクターヘリ出動要請が行われて出動した

### 【現状：日本DMAT活動要領 (平成22年3月31日改正)】

### 【今後の方針】

|           |                                                                                                         |                                                                                                                                 |
|-----------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ●活動内容     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・JATECに沿った医療活動(日本DMAT隊員養成研修)</li> </ul>                          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・JATECに沿った医療活動に加え、慢性疾患へも臨機応変に対応</li> </ul>                                               |
| ●活動時間     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害の急性期(概ね48時間以内)に活動できる機動性を持った、専門的な研修・訓練を受けた災害派遣医療チーム</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害の規模に応じて、2次隊・3次隊の派遣を考慮</li> <li>・DMAT1チームの移動時間を除いた活動時間は、48時間を原則とする</li> </ul>          |
| ●通信機器     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・DMAT指定医療機関は、当該医療機関と派遣されたDMATの間の連絡手段を確保するための機材を整備</li> </ul>     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・衛星携帯を含めた複数の通信手段を保有、インターネットに接続してEMISに情報を入力できる環境を整備</li> </ul>                            |
| ●指揮調整機能   |                                                                                                         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模災害時に、DMAT事務局及びDMAT都道府県調整本部等へ、DMAT保有医療機関が、統括DMAT登録者やサポート要員を積極的に派遣</li> </ul>          |
| ●ロジスティック  |                                                                                                         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・統括DMAT登録者をサポートするようなロジスティック担当者や、後方支援を専門とするロジスティック担当者からなるDMATロジスティックチーム(仮称)を養成</li> </ul> |
| ●広域搬送     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・都道府県は、厚生労働省及び関係省庁と連携し、あらかじめ計画された広域医療搬送拠点にSCUを設置</li> </ul>      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・防災計画等ともあわせて広域医療搬送も想定した航空搬送計画を策定し、SCUの設置場所及び協力を行う医療機関をあらかじめ定める</li> </ul>                |
| ●空路参集DMAT |                                                                                                         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・都道府県等は、空路参集したDMATに必要な物資の提供や移動手段の確保を行う体制を整備することが望ましい</li> </ul>                          |
| ●ドクターヘリ   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ドクターヘリは、必要に応じて広域搬送、DMATの移動、患者の搬送等に活用することができる</li> </ul>         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・今後の方向性について検討していく中で、関係省庁との調整を行う</li> </ul>                                               |

※今後、「日本DMAT活動要領」を改正予定

# 災害医療等のあり方に関する検討会 報告書概要

## 中長期における医療提供体制・その他

### 【東日本大震災を踏まえた課題】

- 都道府県
  - ・各県で医療チーム等の調整を行う組織の立ち上げに時間がかかり、受け入れ体制が不十分であった
- 保健所管轄区域・市町村単位等
  - ・地域における病院や避難所への医療チームの派遣を調整する体制が不十分であった
- 計画・訓練等
  - ・慢性期患者等の受け入れ医療機関の調整が困難であった
- 一般医療機関等
  - ・業務継続計画的な長期的な対応に関する体制の整備がなされていなかった
  - ・人工呼吸器等の医療機器を使用している患者では、停電への対応が必要であった

### 【現状：災害時における初期救急医療体制の充実強化について（健政発第451号）】

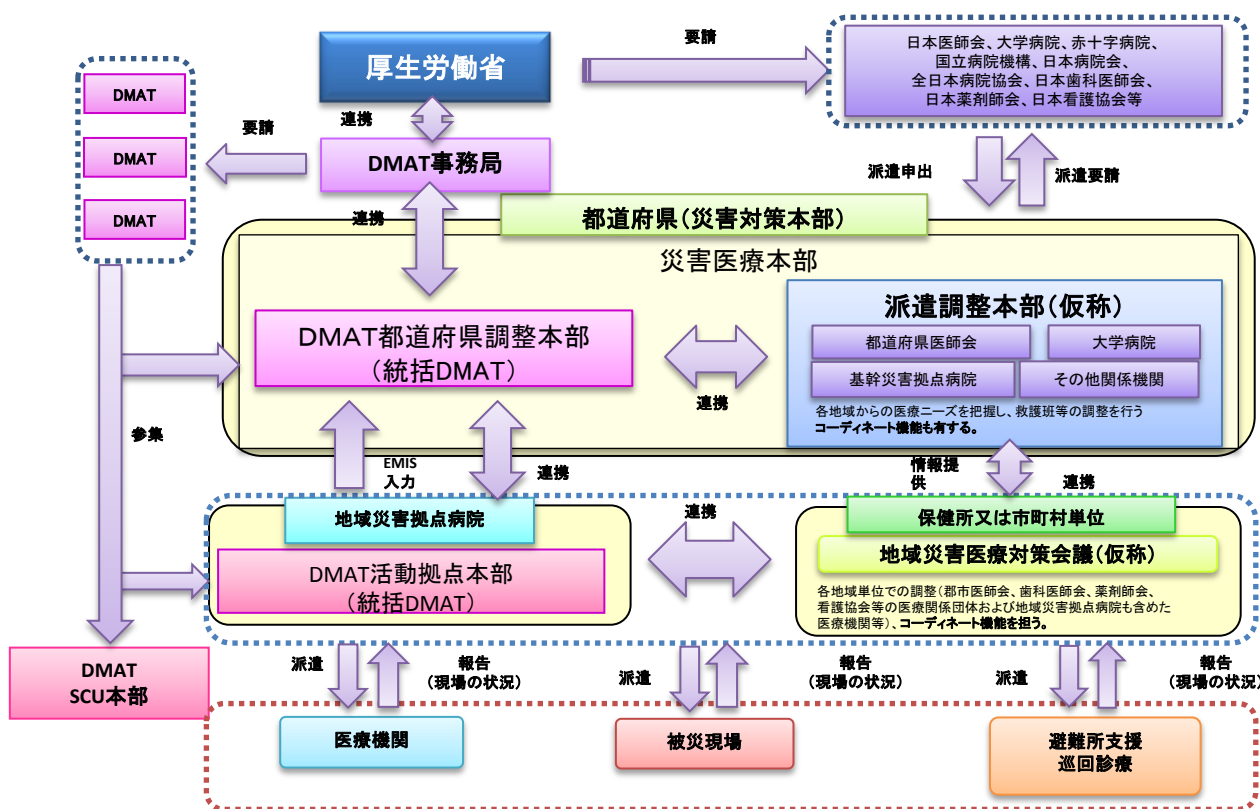
### 【今後の方針】

|                 |                                                                                                                                                                                                                                    |                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|-----------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ●都道府県           |                                                                                                                                                                                                                                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時の医療チーム等の派遣について、災害対策本部内の組織（派遣調整本部（仮称））の設置に関する計画を事前に策定</li> <li>・派遣調整本部（仮称）において、コーディネート機能が十分に発揮されるような体制を整備</li> <li>・災害拠点病院以外の医療機関のEMISへの加入を促進することが望ましい</li> </ul>                                                                                |
| ●保健所管轄区域・市町村単位等 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・保健所は、EMISが未整備又は機能していない場合においては、電話、FAX若しくは自転車・バイク等を利用して直接医療機関に向いて情報把握又は当該医療機関におけるEMISでの情報発信の支援を行うこと</li> <li>・発災後定期的に保健所において情報交換の場を設けるとともに、自律的に集合した救護班の配置の重複や不均衡等がある場合等に配置調整を行うこと</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・従来通り、保健所は、EMISが未整備又は機能していない場合においては、直接医療機関に向いて情報把握又は当該医療機関におけるEMISでの情報発信の支援を行う</li> <li>・災害時に保健所・市町村等の行政担当者と、地域の医師会、災害拠点病院の医療関係者、医療チーム等が定期的に情報交換する場（地域災害医療対策会議（仮称））を設ける計画を、事前に策定</li> <li>・地域災害医療対策会議（仮称）において、コーディネート機能が十分に発揮されるような体制を整備</li> </ul> |
| ●計画・訓練等         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・防災計画において医療活動が真に機能するために、都道府県、政令市及び特別区が設置する地域防災会議、若しくは災害医療対策関連の協議会等に医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会等の医療関係団体の代表、救急医療の専門家等を参加させることが適当であることから、その参加を促進すること</li> </ul>                                        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・従来通り、防災計画において医療活動が真に機能するために、地域防災会議等に医療関係団体の代表等の参加を促進</li> <li>・都道府県及び災害拠点病院は、関係機関と連携して、災害時における計画をもとに、定期的に訓練を実施</li> </ul>                                                                                                                          |
| ●一般医療機関等        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・医療機関が自ら被災することを想定して防災マニュアルを作成することが有用</li> </ul>                                                                                                                                             | <ul style="list-style-type: none"> <li>・医療機関が自ら被災することを想定して防災マニュアルを作成することが有用。</li> <li>・さらに、医療機関は、業務継続計画を作成することが望ましい。</li> <li>・都道府県は、人工呼吸器等の医療機器を使用しているような患者等のかかえる医療機関が、災害時におけるこれらの患者の搬送先等について計画を策定しているか確認を行うことが望ましい。</li> </ul>                                                           |

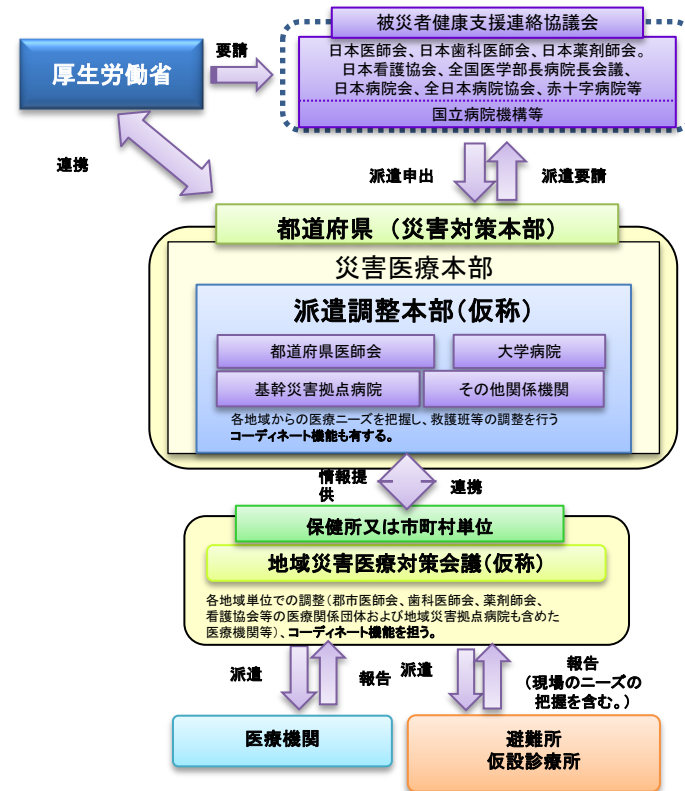
※今後、「災害時における初期救急医療体制の充実強化について（健政発第451号）」を改正予定

# 今回の震災を踏まえた急性期から中長期にわたる医療提供体制の考え方

## 【超急性期（～48時間）～移行期（～約5日間）】



## 【中長期～】



### 【医療班の調整窓口】

厚生労働省/DMAT事務局

DMAT都道府県調整本部/災害対策本部(派遣調整本部(仮称))

災害対策本部(派遣調整本部(仮称))

派遣調整本部(仮称)の本格的な立ち上がりまでDMATも併存

派遣調整本部(仮称)が地域災害医療対策会議(仮称)と連携

### 【活動する医療チーム等】

DMAT

DMAT、医療チーム(日赤救護班、JMAT、都道府県、大学病院など)

医療チーム等

DMATの撤収に向け、医療チームに引き継ぎ

医療体制の復旧に向け、地域の医師会等と連携

### 【情報収集】

DMAT、DMATロジスティックチーム(仮称)、保健所、EMIS、関係機関(消防等)

DMAT、DMATロジスティックチーム(仮称)、医療チーム、保健所、市町村

医療チーム、保健所、市町村

保健所はEMIS非登録の一般医療機関の状況や被災現場の情報を収集

### 【医療物資】

DMAT持参物資、医療機関備蓄

医療機関備蓄、物流の回復

平時の物流



# 災害医療の体制(被災地域内中心)

被災地域

## 災害拠点病院機能

- 重篤救急患者の救命医療
- 広域搬送への対応
- 地域医療機関への資器材貸し出し

※ 被災地域外の場合はDMAT派遣

〇〇災害拠点病院

## 健康管理

- 被災者に対する、
  - ・感染症のまん延防止
  - ・衛生面のケア
  - ・メンタルヘルスケア 等の実施

救護所・避難所等

DMAT  
派遣機能

別の地域  
で発災

DMAT  
派遣

被災患者  
広域搬送

被災地外の医療機関

# 災害医療の体制(医療計画)

|            | 【災害拠点病院】                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 【応援派遣】                                                                                                                                            | 【健康管理】                                                                                                               |
|------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 機能         | 災害拠点病院としての機能                                                                                                                                                                                                                                                                                  | DMAT等医療従事者を派遣する機能                                                                                                                                 | 救護所、避難所等において健康管理を実施する機能                                                                                              |
| 目標         | <ul style="list-style-type: none"> <li>●多発外傷等の重篤患者の救命医療</li> <li>●患者等の受入・搬出を行う広域搬送</li> <li>●自己完結型の医療救護チームの派遣</li> <li>●地域医療機関への応急用資器材の貸し出し</li> </ul>                                                                                                                                        | <ul style="list-style-type: none"> <li>●多被災地周辺に対する、DMAT等自己完結型の緊急医療チームの派遣</li> <li>●被災患者の集中する医療機関に対する医療従事者の応援派遣</li> </ul>                         | <ul style="list-style-type: none"> <li>●災害発生後、救護所、避難所に医療従事者を派遣し、被災者に対する、感染症のまん延防止、衛生面のケア、メンタルヘルスケアを実施</li> </ul>     |
| 医療機関例      | <ul style="list-style-type: none"> <li>●救命救急センター</li> <li>●入院救急医療を担う医療機関</li> <li>●緊急被ばく医療機関</li> </ul>                                                                                                                                                                                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>●救命救急センターを有する病院</li> </ul>                                                                                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>●病院又は診療所</li> </ul>                                                           |
| 求められる事項(抄) | <ul style="list-style-type: none"> <li>●重篤患者の救命医療を行うために必要な施設・設備・医療従事者</li> <li>●多数の患者に対応可能な居室や簡易ベッド</li> <li>●診療に必要な施設が耐震構造であること</li> <li>●特殊な災害に対する施設・設備</li> <li>●被災時における生活必需基盤の維持体制</li> <li>●水・食料、医薬品、医療機材等の備蓄</li> <li>●対応マニュアルの整備、研修・訓練等による人材育成</li> <li>●広域災害・救急医療情報システムの利用</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>●DMAT研修等必要なトレーニングを受けている医療従事者チームの確保</li> <li>●被災地における自己完結型の医療救護に対応できる携行式の応急用医療資器材、応急医薬品、テント、発電機等</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>●感染症のまん延防止、衛生面のケア、メンタルヘルスケアを適切に行える医師</li> <li>●携行式の応急用医療資器材、応急用医薬品</li> </ul> |
| 連携         |                                                                                                                                                                                                                                                                                               | <div>●災害急性期を脱した後も住民が継続的に必要な医療を受けるための連携</div>                                                                                                      |                                                                                                                      |
| 指標による現状把握  | <ul style="list-style-type: none"> <li>●位置づけられる医療機関の数</li> <li>●救命救急センターのうち災害拠点病院の割合</li> <li>●医療資器材の備蓄を行っている病院の割合</li> <li>●防災マニュアルを策定している病院の割合</li> <li>●患者の大量発生を想定した災害実働訓練を実施した割合</li> </ul>                                                                                               | <ul style="list-style-type: none"> <li>●位置づけられる医療機関の数</li> <li>●緊急医療チームの数及び構成する医療従事者の数</li> <li>●災害時に応援派遣可能な医療従事者の総数</li> </ul>                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>●位置づけられる医療機関の数</li> </ul>                                                     |
|            | <ul style="list-style-type: none"> <li>●全病院の耐震化率</li> <li>●広域災害救急医療情報システムに登録している病院の割合</li> <li>●各地域における防災訓練の実施回数</li> </ul>                                                                                                                                                                   |                                                                                                                                                   |                                                                                                                      |

# 〈まとめ〉

- 医療計画を通じ、医療機関の機能分化と連携を進めていくことが重要。効率的な医療提供体制を構築することが、医師不足対策にも繋がる
- 各医療機関は、自らの診療機能を明確化し、地域の医療連携体制構築に向けた取り組みに積極的に参画していくことが必要
- 平成24年度から、各都道府県が次期医療計画策定作業を開始。実効性が高く、住民に分かりやすい医療計画の策定に向けて、協力をお願いしたい

# 在宅医療・介護あんしん2012

厚生労働省医政局指導課  
在宅医療推進室

# 在宅医療・介護の推進について

## — 在宅医療・介護あんしん2012 —

**施設中心の医療・介護から、可能な限り、住み慣れた生活の場において必要な医療・介護サービスが受けられ、安心して自分らしい生活を実現できる社会を目指す。**

- 我が国は国民皆保険のもと、女性の平均寿命86歳（世界1位）、男性80歳（同2位）を実現するなど、世界でも類を見ない高水準の医療・介護制度を確立。
- しかし、入院医療・施設介護が中心であり、平均入院期間はアメリカの5倍、ドイツの3倍。また自宅で死亡する人の割合は、1950年の80%から2010年は12%にまで低下。
- 国民の60%以上が自宅での療養を望んでいる。
- 死亡者数は、2040年にかけて今よりも約40万人増加。

- 国民の希望に応える療養の場および看取りの場の確保は、喫緊の問題。
- 「社会保障・税一体改革大綱」に沿って、病院・病床機能の分化・強化と連携、在宅医療の充実、重点化・効率化等を着実に実現していく必要があり、2025年のイメージを見据えつつ、あるべき医療・介護の実現に向けた策が必要。

### ■ 24年度は「在宅医療・介護」の推進に向け施策を総動員【在宅医療・介護あんしん2012】

#### ○ 予算での対応

- ・日本再生重点化枠の活用等により、省横断的に在宅医療・介護を推進

#### ○ 制度的対応

- ・在宅医療に関する達成すべき目標や医療連携体制等を医療計画に盛り込むこととし、介護保険事業計画との連動の重要性等を記載した「在宅医療の体制構築に係る指針」を提示（24年度中に各都道府県で策定作業→25年度から5年間の新計画）
- ・在宅医療の法的位置づけを含め、医療法改正について検討中

#### ○ 診療報酬・介護報酬

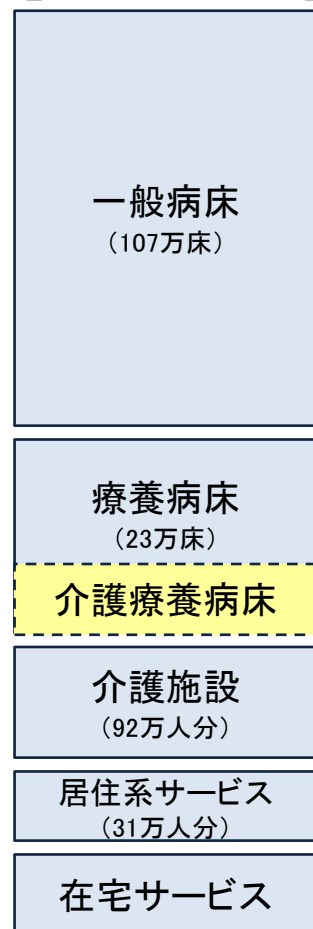
- ・24年度同時改定において、在宅医療・介護を重点的に評価

# 将来像に向けての医療・介護機能再編の方向性イメージ

○ 病院・病床機能の役割分担を通じてより効果的・効率的な提供体制を構築するため、「高度急性期」、「一般急性期」、「亜急性期」など、ニーズに合わせた機能分化・集約化と連携強化を図る。併せて、地域の実情に応じて幅広い医療を担う機能も含めて、新たな体制を段階的に構築する。医療機能の分化・強化と効率化の推進によって、高齢化に伴い増大するニーズに対応しつつ、概ね現行の病床数レベルの下でより高機能の体制構築を目指す。

○ 医療ニーズの状態像により、医療・介護サービスの適切な機能分担をするとともに、居住系、在宅サービスを充実する。

【2011(H23)年】



**医療提供体制改革の課題**  
医療機能分化の推進

- 急性期強化、リハ機能等の確保・強化など機能分化・強化
- 在宅医療の計画的整備
- 医師確保策の強化 など

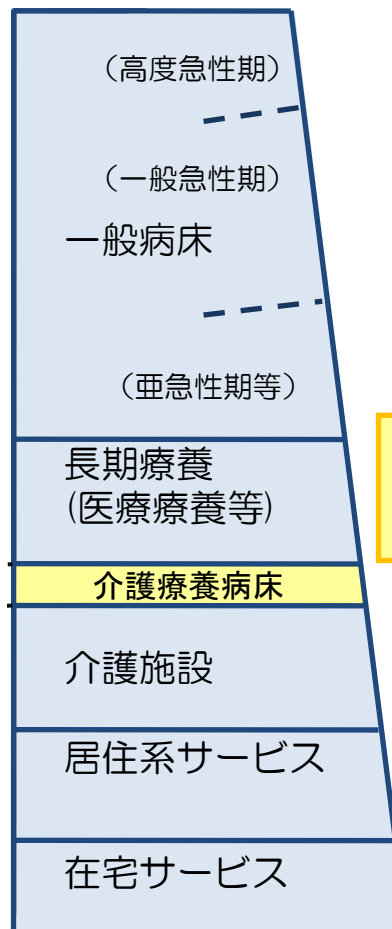
**報酬同時改定(2012)の課題**  
医療・介護の連携強化

- 入院～在宅に亘る連携強化
- 慢性期対応の医療・介護サービスの確保
- 在宅医療・訪問看護の充実 など

**介護保険法改正法案**  
地域包括ケアに向けた取組

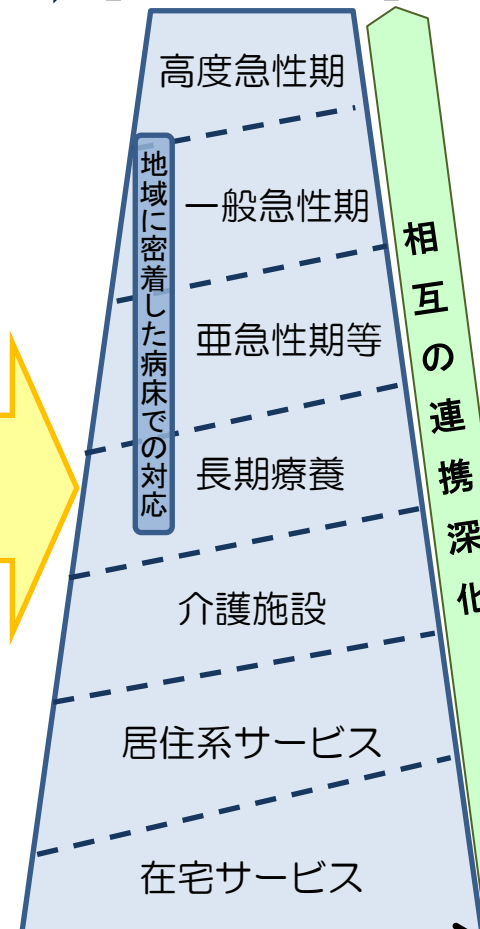
- 介護療養廃止6年(2017(H29)年度末まで)猶予
- 24時間巡回型サービス
- 介護職員による喀痰吸引 など

【2015(H27)年】



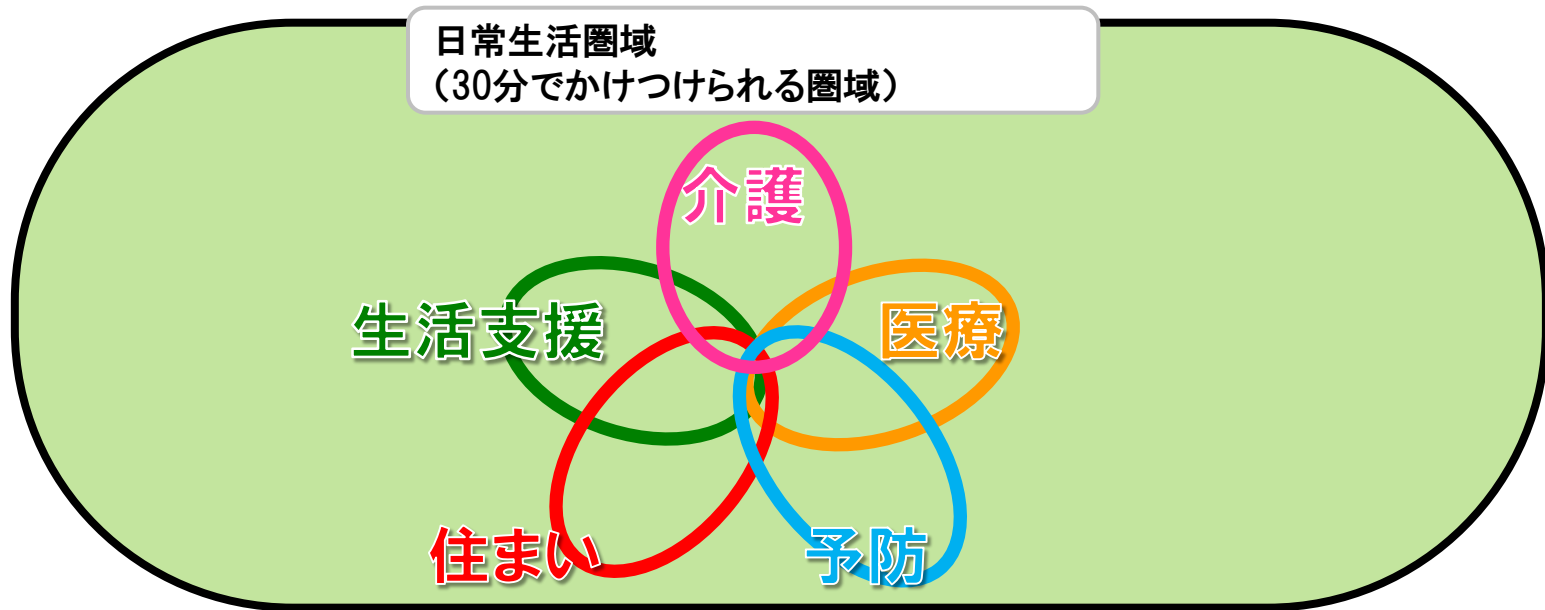
○居住系、在宅サービスの更なる拡充  
○機能分化の徹底と連携の更なる強化 など

【2025(H37)年】



医療・介護の基盤整備・再編のための集中的・計画的な投資

# 地域包括ケアシステム



## 【地域包括ケアの5つの視点による取組み】

地域包括ケアを実現するためには、次の5つの視点での取組みが包括的(利用者のニーズに応じた①～⑤の適切な組み合わせによるサービス提供)、継続的(入院、退院、在宅復帰を通じて切れ目ないサービス提供)に行われることが必須。

### ①医療との連携強化

・24時間対応の在宅医療、訪問看護やリハビリテーションの充実強化。

### ②介護サービスの充実強化

・特養などの介護拠点の緊急整備(平成21年度補正予算:3年間で16万人分確保)  
・24時間対応の在宅サービスの強化

### ③予防の推進

・できる限り要介護状態とならないための予防の取組や自立支援型の介護の推進

### ④見守り、配食、買い物など、多様な生活支援サービスの確保や権利擁護など

・一人暮らし、高齢夫婦のみ世帯の増加、認知症の増加を踏まえ、様々な生活支援(見守り、配食などの生活支援や財産管理などの権利擁護サービス)サービスを推進。

### ⑤高齢期になっても住み続けることのできるバリアフリーの高齢者住まいの整備(国交省)

・高齢者専用賃貸住宅と生活支援拠点の一体的整備、・持ち家のバリアフリー化の推進

## ■ 予算



## 1 在宅チーム医療を担う人材の育成

- 多職種協働による在宅医療を担う人材育成(多職種協働によるサービス調整等の研修)

## 2 実施拠点となる基盤の整備

- 在宅医療連携拠点事業(多職種協働による在宅医療連携体制の推進)
- 在宅医療提供拠点薬局整備事業(地域の在宅医療を提供する拠点薬局の整備)
- 栄養ケア活動支援整備事業(関係機関と連携した栄養ケア活動を行う取組の促進)
- 在宅サービス拠点の充実(複合型サービス事業所、定期巡回・随時対応サービス及び訪問看護ステーションの普及)
- 低所得高齢者の住まい対策

## 3 個別の疾患等に対応したサービスの充実・支援

### (1) サービスの充実・支援に向けた取組

- 国立高度専門医療研究センター(5カ所)を中心とした在宅医療推進のための研究事業  
(疾患の特性に応じた在宅医療の提供体制のあり方を含めた研究推進)
- 在宅医療推進のための医療機器承認促進事業(未承認医療機器に関するニーズ調査等)
- 在宅医療推進のための看護業務の安全性等検証事業(在宅医療分野における看護業務の安全性を検証)

### (2) 個別の疾患等に対応した取組

- 在宅介護者への歯科口腔保健推進設備整備事業  
(歯科口腔保健の知識や技術の指導を実施するために必要な医療機器等の整備)
- 在宅緩和ケア地域連携事業(がん患者に対する地域連携における在宅緩和ケアの推進)
- 難病患者の在宅医療・在宅介護の充実・強化事業(ALS等の難病患者への包括的支援体制)
- HIV感染症・エイズ患者の在宅医療・介護の環境整備事業(エイズ患者等の在宅療養環境整備)
- 在宅での医療用麻薬使用推進モデル事業(地域単位での麻薬在庫管理システム等の開発)

# 1. 在宅チーム医療を担う人材育成

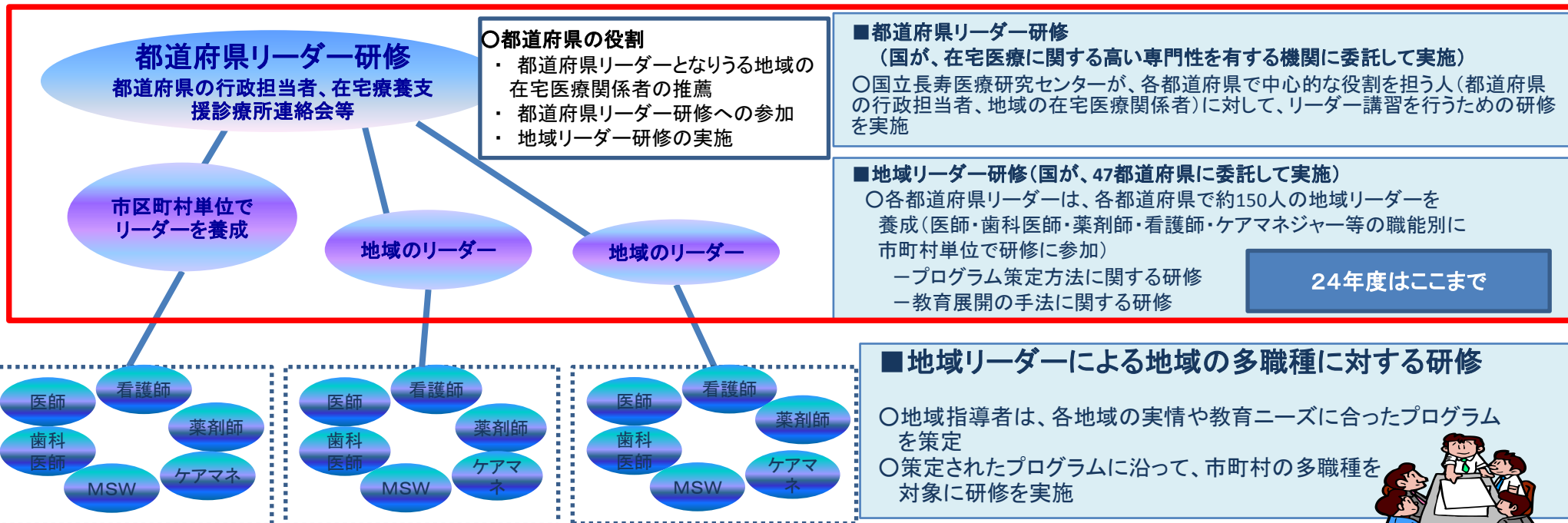
24年度予算 109百万円

## ■多職種協働による在宅チーム医療を担う人材育成事業

### ■本事業の目的

- 在宅医療においては、医師、歯科医師、薬剤師、看護師、ケアマネジャー、介護士などの医療福祉従事者がお互いの専門的な知識を活かしながらチームとなって患者・家族をサポートしていく体制を構築することが重要である
- 国が、都道府県リーダーに対して、在宅医療を担う多職種がチームとして協働するための講習を行う(都道府県リーダー研修)
- 都道府県リーダーが、地域リーダーに対して、各地域の実情やニーズにあった研修プログラムの策定を念頭に置いた講習を行う(地域リーダー研修)
- 地域リーダーは、各地域の実情や教育ニーズに合ったプログラムを策定し、それに沿って各市区町村で地域の多職種への研修を行う。これらを通して、患者が何処にいても医療と介護が連携したサポートを受けることができる体制構築を目指す

※WHO(世界保健機関)は、「多職種協働のためには、多職種の研修が重要である。」と推奨している。(2002年)



## 2. 実施拠点となる基盤の整備

24年度予算 23億円

### ■事業の必要性

- 在宅医療を推進するには、医療と介護のサービスが包括的かつ継続的に提供されることが重要であり、そのためには、在宅医療を提供する病院、診療所（有床・無床）、薬局、訪問看護ステーション、地域包括支援センターなどの医療・福祉機関やそこに従事する多職種が連携する必要がある。
- そのため、多職種が連携できるための体制の構築と実施拠点となる基盤の整備を行う。

### ■事業内容

#### ■在宅サービス拠点の充実

（地域介護・福祉空間整備推進交付金13億円の内数）

##### 【事業内容】

社会福祉法人等が、看護と介護を一体的に提供する拠点を整備し、医療ニーズの高い要介護者への支援の拡充を図る。  
（複合型サービス事業所、定期巡回・随時対応サービス等）  
※一部、介護基盤緊急整備等臨時特例基金で対応

#### ■在宅医療連携拠点（20.6億円）※重点化分10.1億円、復旧・復興分10.5億円

##### 【事業内容】

在宅療養支援病院、在宅療養支援診療所、訪問看護ステーションなどが連携拠点となり、医療と介護の双方に詳しい人材を配置し、地域横断的に活動することで、地域における多職種協働による医療と介護の連携体制の構築を行う。  
（モデル事業：全国105カ所を実施）※重点化分53カ所、復旧・復興分52カ所

#### ■栄養ケア活動支援（0.5億円）

##### 【事業内容】

地域で栄養ケアを担う管理栄養士等の人材の確保、関係機関等と連携した先駆的活動を行う公益法人等の取組みの推進を図る。

#### ■拠点薬局の整備（1.6億円）

##### 【事業内容】

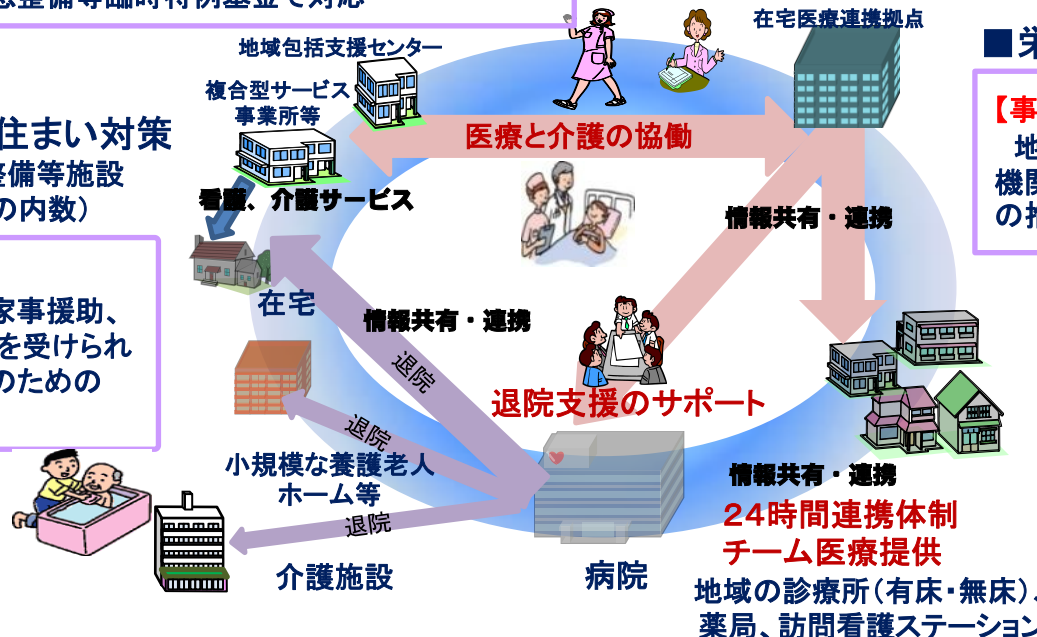
在宅がん患者等が必要とする無菌性の高い注射剤や輸液などを身近な薬局で提供可能にするために、都道府県が地域の薬局に無菌調剤室を設置し、共同利用する体制をモデル的に構築する。

#### ■低所得高齢者の住まい対策

（地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金等57億円の内数）

##### 【事業内容】

社会福祉法人等が、家事援助、安否確認、生活相談等を受けられるような低所得高齢者のための住まいの整備を行う。



### ■事業の効果

在宅において安心して療養できる場が提供される

# □ 在宅医療連携拠点事業

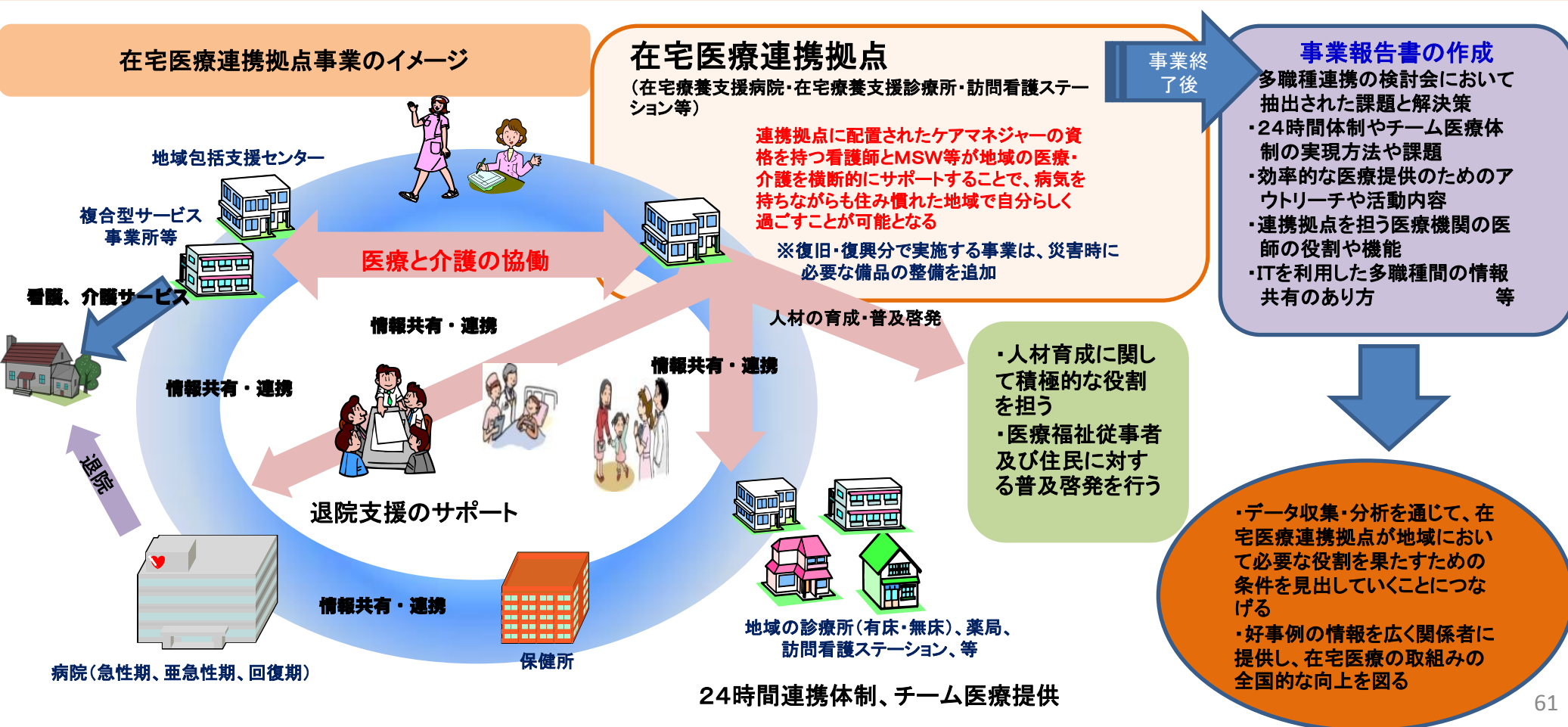
24年度予算 2,058百万円 (H23 109百万円)

重点化分 1,010百万円

復旧・復興分 1,048百万円

## ■ 本事業の目的

- 高齢者の増加、価値観の多様化に伴い、病気をもちつつも可能な限り住み慣れた場所で自分らしく過ごす「生活の質」を重視する医療が求められている。
- このため、在宅医療を提供する機関等を連携拠点として、多職種協働による在宅医療の支援体制を構築し、医療と介護が連携した地域における包括的かつ継続的な在宅医療の提供を目指す。





# 在宅医療連携拠点が行う事業

## 1) 多職種連携の課題に対する解決策の抽出

- ・地域の在宅医療に関わる多職種(病院関係者・介護従事者等も含む)が一堂に会する場を設定する(年4回以上)。そのうち一回は、各地域の行政担当官及び各関連施設の管理者が参加する会合を設定する。

## 2) 在宅医療従事者の負担軽減の支援

- ・24時間対応の在宅医療提供体制の構築
  - －24時間対応が困難な診療所(有床・無床)、保険薬局及び小規模ゆえ緊急時や夜間・休日対応の困難な訪問看護ステーション等が在宅医療を提供する際、その負担を軽減するため、各々の機関の連携により、互いに機能を補完する体制を構築する。
- ・チーム医療を提供するための情報共有システムの整備
  - －異なる機関に所属する多職種が適宜、患者に関する情報を共有できる体制を構築する。

## 3) 効率的な医療提供のための多職種連携

- ・連携拠点に配置された介護支援専門員の資格を持つ看護師等と医療ソーシャルワーカーが、地域の医療・福祉・保健資源の機能等を把握し、地域包括支援センター等と連携しながら、様々な支援を包括的かつ継続的に提供するように関係機関に働きかけを行う。

## 4) 在宅医療に関する地域住民への普及啓発

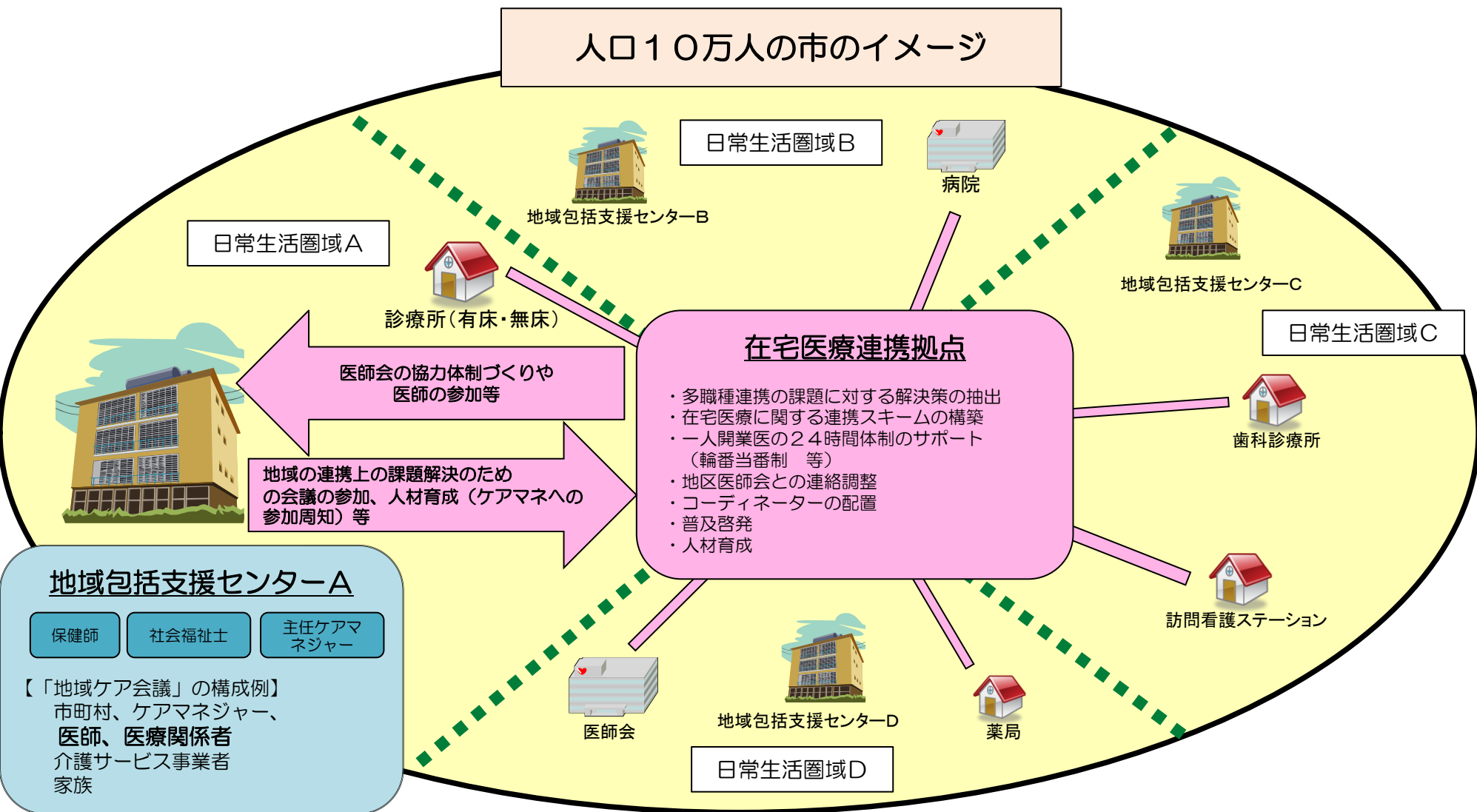
- ・在宅医療やそれに従事する職種の機能や役割を広く地域住民に紹介し、地域に浸透させるためのフォーラムや講演会等の開催やパンフレットの発行を通して、在宅医療の普及を図る。

## 5) 在宅医療に従事する人材育成

- ・連携拠点のスタッフは、多職種協働による人材育成事業の研修のいずれかに参加し、都道府県リーダーまたは地域リーダーとして、在宅医療に関わる人材の育成に積極的に関与すること。

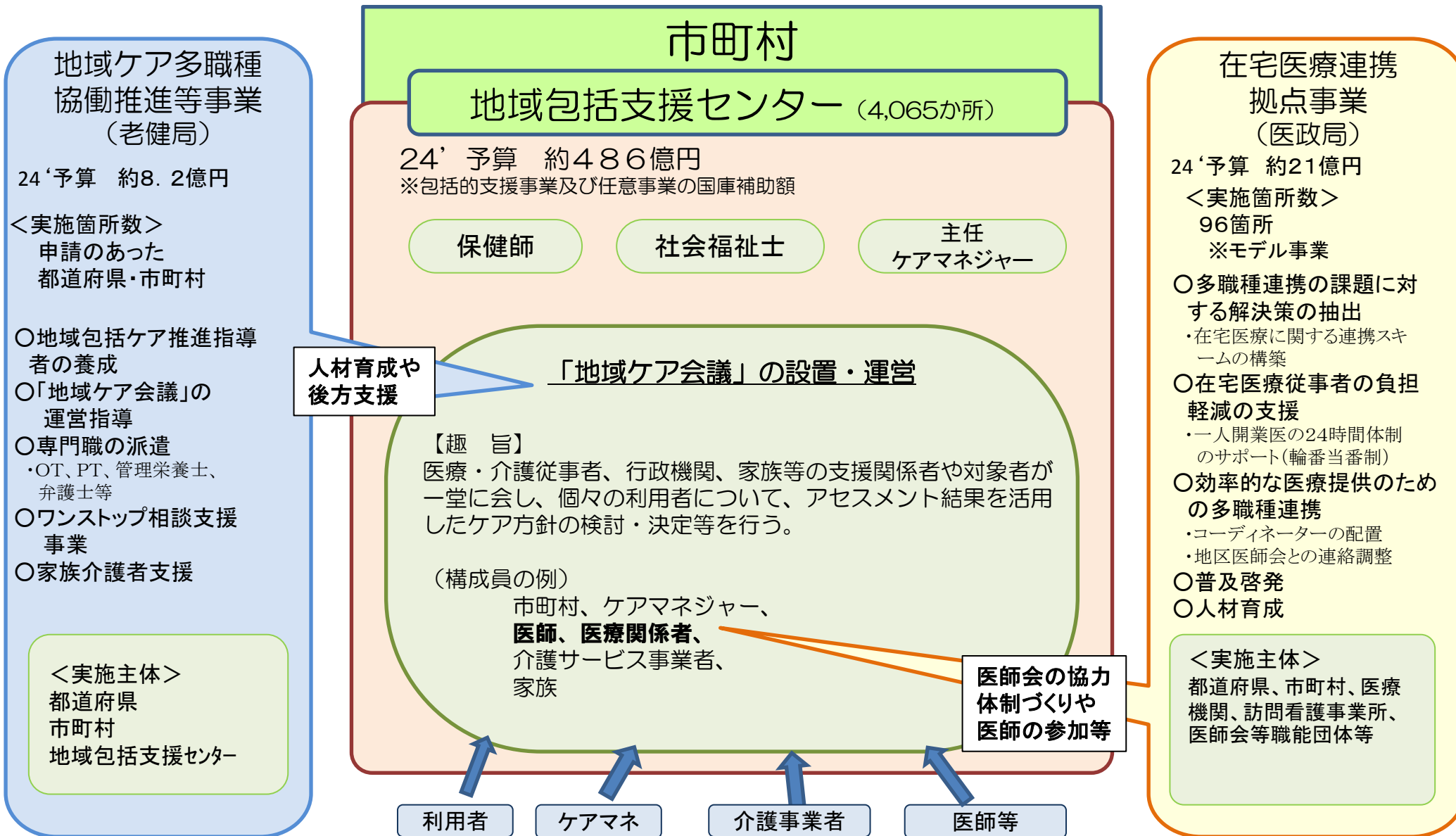
(参考1)

# 地域包括ケア体制について(イメージ)



※ 地域包括支援センター及び在宅医療連携拠点の連携は、地域の実情により柔軟に行う。

# (参考2) 地域包括ケア体制について (平成24年度予算)



※ 地域包括支援センター及び在宅医療連携拠点の連携については、地域の実情により柔軟に行うこととする。

# 3. 個別の疾患等に対応したサービスの充実・支援

24年度予算  
11億円

## ■事業の必要性

- 在宅医療は、地域の実情、医療資源の状況などにより、取り組む課題は異なっていることから、サービスの充実・支援に向けた取組や個別の疾患等に対応した取組を行う必要がある。

## ■事業内容

### サービスの充実・支援に向けた取組

#### ■在宅医療推進のための看護業務の安全性等検証事業(0.7億円)

##### 【事業内容】

厚生労働省が指定する施設において、患者・家族が希望する在宅医療を広く実現するため、専門的な臨床実践能力を有する看護師が医師の包括的な指示を受けて看護業務を実施できる仕組みの構築に向けた業務の安全性や効果の検証を行う。



#### 個別の疾患等に対応した取組

#### ■在宅介護者への歯科口腔保健推進設備整備事業(1.0億円)

##### 【事業内容】

歯科診療所等が在宅療養者への歯科衛生処置等の口腔ケア及び在宅介護者への歯科口腔保健の知識や技術の指導を実施するために必要な医療機器等の整備を行う。



#### ■在宅緩和ケア地域連携事業(1.1億円)

##### 【事業内容】

がん診療連携拠点病院と都道府県が連携し、在宅におけるがんの緩和ケアに関する知識と技術の研修等を行う在宅緩和ケア地域連携体制を構築する。

#### ■難病患者の在宅医療・在宅介護の充実・強化事業(0.45億円)

##### 【事業内容】

都道府県や日本神経学会等が主体となり、在宅難病患者に対して、日常生活支援や災害時の緊急対応(搬送・受入体制)にも備えた包括的な支援体制をつくる。

#### ■HIV感染症・エイズ患者の在宅医療・介護の環境整備事業(0.4億円)

##### 【事業内容】

HIV中核拠点病院等が、医療・介護従事者のHIVに対する知識・技術不足や差別・偏見を解消するための実地研修や講習会等を実施し、安心して在宅医療・介護が受けられる環境の整備を行う。

#### ■在宅医療推進のための医療機器承認促進事業(0.14億円)

##### 【事業内容】

医療スタッフ、関係学会、医療機器業界等の委員で構成された、在宅医療機器ニーズを把握するための検討会を実施し、改善・改良、必要なガイドラインの作成、企業への要請を行うことで、現場に速やかにフィードバックしていく。



#### ■国立高度専門医療研究センターを中心とした在宅医療推進のための研究事業(6.4億円)

##### 【事業内容】

国立長寿医療研究センターなどが、在宅医療を支援するための先端機器の開発や、臨床応用を行うための基盤を整備する。

#### ■在宅での医療用麻薬使用推進モデル事業(0.5億円)

##### 【事業内容】

薬局間において、厳正な管理のもと麻薬の融通を円滑に行うことで、患者のニーズに合った薬物療法を提供し、患者が自宅で安心して医療が受けられる環境づくりを行う。



## ■事業の効果

様々な地域で様々な疾患を持った患者が等しく在宅医療の提供を享受できる



# ■制度

## (医療計画・介護保険事業計画)

# 「医療計画の見直しについて」

## ～「在宅医療の体制構築に係る指針」のポイント～

### ○在宅医療に係る医療体制の充実・強化について

⇒ 医療連携体制の中で在宅医療を担う医療機関等の役割を充実・強化するため、医療計画に定める他の疾病・事業と同様に「在宅医療の体制構築に係る指針」を示し、介護保険事業(支援)計画との連携を考慮しつつ、都道府県が達成すべき目標や施策等を記載することにより、医療計画の実効性が高まるよう促す。

### ○在宅医療に係る圏域の設定について

⇒ 在宅医療の場合、医療資源の整備状況や介護との連携のあり方が地域によって大きく異なることを勘案し、従来の二次医療圏にこだわらず、できる限り急変時の対応体制(重症例を除く)や医療と介護の連携体制の構築が図られるよう、市町村単位や保健所圏域等の地域の医療及び介護資源等の実情に応じて弾力的に設定する。

### ○疾病・事業ごとのPDCAサイクルの推進について

⇒ 疾病・事業ごとに効率的・効果的な医療体制を構築するためには、医療計画の実行性を高める必要があり、そのため、

- ・まず、全都道府県で入手可能な指標等を指針に位置づけ、都道府県がその指標を用いて現状を把握すること
- ・さらに、把握した現状を基に課題を抽出し、課題を解決するに当たっての数値目標を設定し、その目標を達成するための施策・事業を策定すること
- ・また、定期的な評価を行う組織(医療審議会等)や時期(1年毎等)を明記し、施策・事業の進捗状況等の評価を行うとともに、必要に応じて施策・事業を見直すこと
- ・最後に、これらの情報を住民等に公開すること

といったプロセスを「医療計画作成指針」に明示した。

# 在宅医療の体制

## 退院支援

○入院医療機関と在宅医療に係る機関との協働による退院支援の実施

- ・病院・診療所
- ・訪問看護事業所
- ・薬局
- ・居宅介護支援事業所
- ・地域包括支援センター
- ・在宅医療において積極的役割を担う医療機関
- ・在宅医療に必要な連携を担う拠点

等

## 日常の療養支援

- 多職種協働による患者や家族の生活を支える観点からの医療の提供
- 緩和ケアの提供
- 家族への支援

病院・診療所、訪問看護事業所、薬局、居宅介護支援事業所、  
地域包括支援センター、介護老人保健施設  
短期入所サービス提供施設  
在宅医療において積極的役割を担う医療機関  
在宅医療に必要な連携を担う拠点 等

急変

## 急変時の対応

- 在宅療養者の病状の急変時における緊急往診体制及び入院病床の確保

- ・病院・診療所
- ・訪問看護事業所
- ・薬局
- ・在宅医療において積極的役割を担う医療機関
- ・在宅医療に必要な連携を担う拠点 等

## 看取り

○住み慣れた自宅や介護施設等、患者が望む場所での看取りの実施

- ・病院・診療所
- ・訪問看護事業所
- ・薬局
- ・居宅介護支援事業所
- ・地域包括支援センター
- ・在宅医療において積極的役割を担う医療機関
- ・在宅医療に必要な連携を担う拠点 等

# 在宅医療の体制

| 体制         | 退院支援                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 日常の療養支援                                                                                                                                                                                                                              | 急変時の対応                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 看取り                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 目標         | <ul style="list-style-type: none"> <li>●入院医療機関と、在宅医療に係る機関の円滑な連携により、切れ目のない継続的な医療体制を確保すること</li> </ul>                                                                                                                                                                                                      | <ul style="list-style-type: none"> <li>●患者の疾患、重症度に応じた医療(緩和ケアを含む)が多職種協働により、できる限り患者が住み慣れた地域で継続的、包括的に提供されること</li> </ul>                                                                                                                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>●在宅療養者の病状の急変時に対応できるよう、在宅医療を担う病院・診療所、訪問看護事業所及び入院機能を有する病院・診療所との円滑な連携による診療体制を確保すること</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                            | <ul style="list-style-type: none"> <li>●住み慣れた自宅や介護施設等、患者が望む場所での看取りを行うことができる体制を確保すること</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 関係機関の例     | <ul style="list-style-type: none"> <li>●病院・診療所</li> <li>●訪問看護事業所</li> <li>●薬局</li> <li>●居宅介護支援事業所</li> <li>●地域包括支援センター</li> <li>●在宅医療において積極的役割を担う医療機関</li> <li>●在宅医療に必要な連携を担う拠点</li> </ul> <p>※病院・診療所には、歯科を標榜するものを含む。以下同じ。</p>                                                                           | <ul style="list-style-type: none"> <li>●病院・診療所</li> <li>●訪問看護事業所</li> <li>●薬局</li> <li>●居宅介護支援事業所</li> <li>●地域包括支援センター</li> <li>●介護老人保健施設</li> <li>●短期入所サービス提供施設</li> <li>●在宅医療において積極的役割を担う医療機関</li> <li>●在宅医療に必要な連携を担う拠点</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>●病院・診療所</li> <li>●訪問看護事業所</li> <li>●薬局</li> <li>●在宅医療において積極的役割を担う医療機関</li> <li>●在宅医療に必要な連携を担う拠点</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                             | <ul style="list-style-type: none"> <li>●病院・診療所</li> <li>●訪問看護事業所</li> <li>●薬局</li> <li>●居宅介護支援事業所</li> <li>●地域包括支援センター</li> <li>●在宅医療において積極的役割を担う医療機関</li> <li>●在宅医療に必要な連携を担う拠点</li> </ul>                                                                                                                                                             |
| 求められる事項(抄) | <p>【入院医療機関】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●退院支援の際には、患者の住み慣れた地域に配慮した在宅医療及び介護資源の調整を心がけること</li> </ul> <p>【在宅医療に係る機関】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●在宅療養者のニーズに応じて、医療や介護を包括的に提供できるよう調整すること</li> <li>●高齢者のみでなく、小児や若年層の在宅療養者に対する訪問診療、訪問看護、訪問薬剤指導等にも対応できるような体制を確保すること</li> </ul>      | <p>【在宅医療に係る機関】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●相互の連携により、在宅療養者のニーズに対応した医療や介護が包括的に提供される体制を確保すること</li> <li>●地域包括支援センター等と協働しつつ、療養に必要な医療や介護、家族の負担軽減につながるサービスを適切に紹介すること</li> <li>●医薬品や医療・衛生材料等の供給を円滑に行うための体制を整備すること</li> </ul> | <p>【在宅医療に係る機関】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●病状急変時における連絡先をあらかじめ在宅療養者やその家族に提示し、また、求めがあった際に24時間対応が可能な体制を確保すること</li> <li>●24時間対応が自院で難しい場合も、近隣の病院や診療所、訪問看護事業所等との連携により24時間対応が可能な体制を確保すること</li> </ul> <p>【入院医療機関】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●在宅療養支援病院、有床診療所等において、連携している医療機関(特に無床診療所)が担当する在宅療養者の病状が急変した際に、必要に応じて一時受け入れを行うこと</li> <li>●重症で対応できない場合は、他の適切な医療機関と連携する体制を構築すること</li> </ul> | <p>【在宅医療に係る機関】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●終末期に出現する症状に対する患者や家族の不安を解消し、患者が望む場所での看取りを行うことができる体制を構築すること</li> <li>●患者や家族に対して、自宅や住み慣れた地域で受けられる医療及び介護や看取りに関する適切な情報提供を行うこと</li> <li>●介護施設等による看取りを必要に応じて支援すること</li> </ul> <p>【入院医療機関】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●在宅医療に係る機関で看取りに対応できない場合について、病院・有床診療所で必要に応じて受け入れること</li> </ul> |
|            | <p>【在宅医療において積極的役割を担う医療機関】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●医療機関(特に一人の医師が開業している診療所)が必ずしも対応しきれない夜間や医師不在時、患者の病状の急変時等における診療の支援を行うこと</li> <li>●卒後初期臨床研修制度(歯科の場合、卒後臨床研修制度)における地域医療研修において、在宅医療の現場での研修を受ける機会等の確保に努めること</li> <li>●地域包括支援センター等と協働しつつ、療養に必要な医療及び介護や家族の負担軽減につながるサービスを適切に紹介すること</li> </ul> |                                                                                                                                                                                                                                      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|            | <p>【在宅医療に必要な連携を担う拠点】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●地域の医療及び介護関係者による協議の場を定期的に開催し、在宅医療における連携上の課題の抽出及びその対応策の検討等を実施すること</li> <li>●質の高い在宅医療をより効率的に提供するため、関係機関の連携による24時間体制の構築や多職種による情報共有の促進を図ること</li> </ul>                                                                                       |                                                                                                                                                                                                                                      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|            | <ul style="list-style-type: none"> <li>●入院機能を有する医療機関においては、在宅療養者の病状が急変した際の一時受け入れを行うこと</li> <li>●災害時等にも適切な医療を提供するための計画(人工呼吸器等の医療機器を使用している患者の搬送等に係る計画を含む)を策定し、他の医療機関等の計画策定等の支援を行うこと</li> </ul>                                                                                                              |                                                                                                                                                                                                                                      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|            | <ul style="list-style-type: none"> <li>●地域の医療及び介護資源の機能等を把握し、地域包括支援センター等と連携しながら、退院時から看取りまでの医療や介護にまたがる様々な支援を包括的かつ継続的に提供するように、関係機関との調整を行うこと</li> <li>●在宅医療に関する人材育成及び普及啓発を実施すること</li> </ul>                                                                                                                  |                                                                                                                                                                                                                                      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |

## 第5期介護保険事業（支援）計画の策定

- 地域包括ケアの実現を目指すため、第5期計画（平成24～26年度）では次の取組を推進。
  - ・ 日常生活圏域ニーズ調査を実施し、地域の課題・ニーズを的確に把握
  - ・ 計画の内容として、認知症支援策、在宅医療、住まいの整備、生活支援を位置付け

### 日常生活圏域ニーズ調査

（郵送＋未回収者への訪問による調査）

- ・ どの圏域に、
- ・ どのようなニーズをもった高齢者が、
- ・ どの程度生活しているのか

地域の課題や  
必要となるサービス  
を把握・分析

#### 調査項目（例）

- 身体機能・日常生活機能（ADL・IADL）
- 住まいの状況
- 認知症状
- 疾病状況

### 介護保険事業（支援）計画

#### これまでの主な記載事項

- 圏域の設定
- 介護サービスの種類ごとの見込み
- 施設の必要利用定員
- 地域支援事業（市町村）
- 介護人材の確保策（都道府県）など



#### 地域の実情を踏まえて記載する新たな内容

- 認知症支援策の充実
- **医療との連携**
- 高齢者の居住に係る施策との連携
- 見守りや配食などの多様な生活支援サービス

## ■ 報酬

# 平成24年度診療報酬改定の概要

## 医科における重点配分(4,700億円)

### I 負担の大きな医療従事者の負担軽減

- ◎ 今後とも急性期医療等を適切に提供し続けるため、病院勤務医をはじめとした医療従事者の負担軽減を講じる。  
(1, 200億円)

### II 医療と介護等との機能分化や円滑な連携、在宅医療の充実

- ◎ 今回改定は、医療と介護との同時改定であり、超高齢社会に向けて、急性期から在宅、介護まで切れ目のない包括的なサービスを提供する。

(1, 500億円)

### III がん治療、認知症治療などの医療技術の進歩の促進と導入

- ◎ 日々進化する医療技術を遅滞なく国民皆が受けることができるよう、医療技術の進歩の促進と導入に取り組む。  
(2, 000億円)

## 歯科における重点配分(500億円)

### I チーム医療の推進や在宅歯科医療の充実等

- ◎ 医療連携により、誤嚥性肺炎等の術後合併症の軽減を図り、また、超高齢社会に対応するために在宅歯科医療の推進を図る。

### II 生活の質に配慮した歯科医療の適切な評価

- ◎ う蝕や歯周病等の歯科疾患の改善のため、歯の保存に資する技術等の充実を図る。

## 調剤における重点配分(300億円)

### I 在宅薬剤管理指導業務の推進や薬局における薬学的管理及び指導の充実

- ◎ 在宅薬剤関連業務を推進するとともに、残薬確認、お薬手帳を含めた薬剤服用歴管理指導の充実を図る。

### II 後発医薬品の使用促進

- ◎ 薬局からの後発医薬品の情報提供等を推進する。



## 在宅医療を担う医療機関の機能強化

- 24時間の対応、緊急時の対応を充実させる観点から、複数の医師が在籍し、緊急往診と看取りの実績を有する医療機関について、評価の引き上げを行う。

### [施設基準]

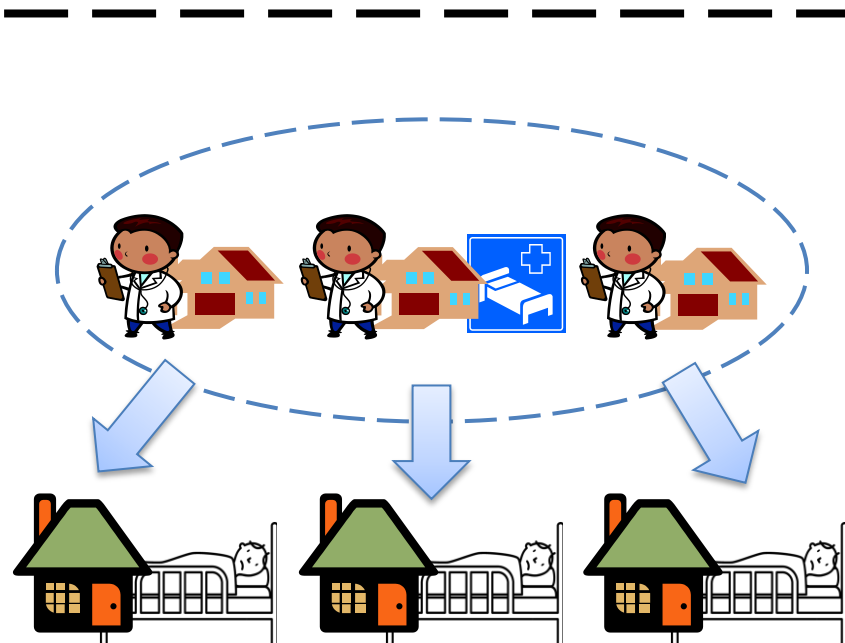
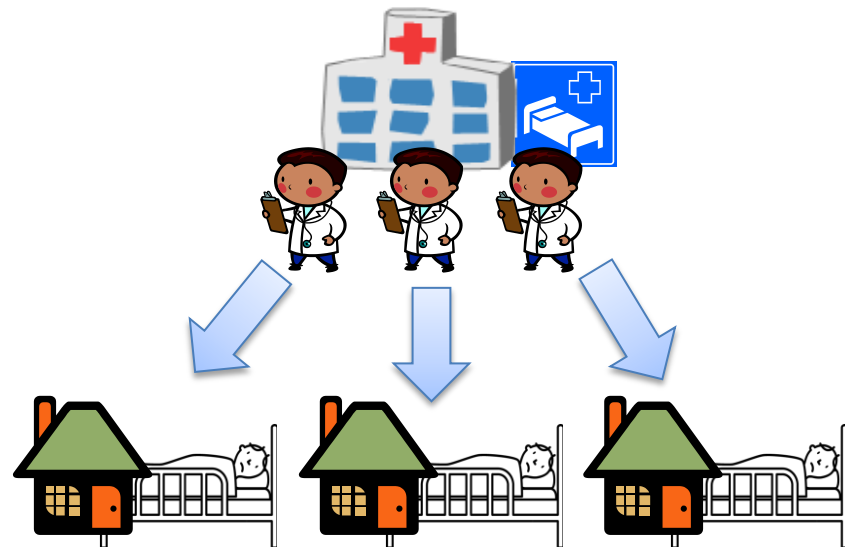
- ① 常勤医師3名以上
- ② 過去1年間の緊急の往診実績5件以上
- ③ 過去1年間の看取り実績2件以上

※また、複数の医療機関が連携して、上記の基準を満たすことも可能とする。その場合の要件は、

- ④ 患者からの緊急時の連絡先の一元化
- ⑤ 月1回以上の定期的なカンファレンスの実施
- ⑥ 連携する医療機関数は10未満
- ⑦ 病院が連携する場合は200床未満に限る

※さらに、病床を有する場合は高い評価を行う。

# 機能を強化した在宅療養支援診療所/病院のイメージ(改定後)



- ・3名以上の医師が所属する診療所が在宅医療を行う場合
- ・複数の診療所がグループを組んで在宅医療を行う場合をともに評価。
- ・さらに、ベッドを有する場合を高く評価。

## 在宅医療の充実②

### 機能を強化した在宅療養支援診療所/病院(病床を有する場合)の例

#### <往診料>

【現行】

|          |        |
|----------|--------|
| 往診料 緊急加算 | 650点   |
| 夜間加算     | 1,300点 |
| 深夜加算     | 2,300点 |



【改定後】

|          |               |
|----------|---------------|
| 往診料 緊急加算 | <u>850点</u>   |
| 夜間加算     | <u>1,700点</u> |
| 深夜加算     | <u>2,700点</u> |

#### <在宅における医学管理料>

【現行】

|                              |        |
|------------------------------|--------|
| 在宅時医学総合管理料<br>(処方せんを交付)      | 4,200点 |
| 特定施設入居時等医学総合管理料<br>(処方せんを交付) | 3,000点 |



【改定後】

|                              |               |
|------------------------------|---------------|
| 在宅時医学総合管理料<br>(処方せんを交付)      | <u>5,000点</u> |
| 特定施設入居時等医学総合管理料<br>(処方せんを交付) | <u>3,600点</u> |

#### <緊急時の受入入院>

【現行】

|              |        |
|--------------|--------|
| 在宅患者緊急入院診療加算 | 1,300点 |
|--------------|--------|



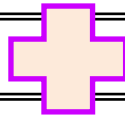
【改定後】

|              |               |
|--------------|---------------|
| 在宅患者緊急入院診療加算 | <u>2,500点</u> |
|--------------|---------------|

# 平成24年度介護報酬改定(基本的考え方)

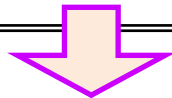
## ■ 介護保険制度の基本理念

介護保険の目的は、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となった人びとが「**尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行う**」ことであり、介護保険給付の内容及び水準は、「**被保険者が要介護状態となった場合においても、可能な限り、その居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮されなければならない。**」とされている。



## ■ 基本認識

1. 地域包括ケアシステムの構築を推進するとともに、平成23年6月に成立した「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」の施行に伴う新たな介護サービス等への対応、診療報酬との同時改定に伴う医療と介護の機能分化・連携を強化する。
2. また、平成23年6月の社会保障・税一体改革成案において描かれた、介護サービス提供体制の効率化・重点化と機能強化に向けて、必要な措置を講じる。
3. さらに、現在の日本が置かれている厳しい社会経済状況や東日本大震災の影響など、介護保険制度を取り巻く環境にも広く配慮する。



介護保険制度の基本理念を追求するため、上記の基本的な認識の下で改定を実施。

# 平成24年度介護報酬改定のポイントについて

## 地域包括ケアの推進

### 1. 在宅サービスの充実と施設の重点化

中重度の要介護者が住み慣れた地域で在宅生活を継続できるようなサービスの適切な評価及び施設サービスの重点化。

- ・日中・夜間を通じた定期巡回・随時対応サービスの創設(新サービス)
- ・複合型サービス(小規模多機能+訪問看護)の創設(新サービス)
- ・緊急時の受入の評価(ショートステイ)
- ・認知症行動・心理症状への対応強化等(介護保険3施設)
- ・個室ユニット化の推進(特養、ショートステイ等)
- ・重度化への対応(特養、老健、グループホーム等) 等

### 2. 自立支援型サービスの強化と重点化

介護予防・重度化予防の観点から、リハビリテーション、機能訓練など自立支援型サービスの適切な評価及び重点化。

- ・訪問介護と訪問リハとの連携の推進
- ・短時間型通所リハにおける個別リハの充実(通所リハ)
- ・在宅復帰支援機能の強化(老健)
- ・機能訓練の充実(デイサービス)
- ・生活機能向上に資するサービスの重点化(予防給付) 等

### 3. 医療と介護の連携・機能分担

診療報酬との同時改定の機会に、医療と介護の連携・機能分担を推進。

- ・入院・退院時の情報共有/連携強化(ケアマネジメント、訪問看護等)
- ・看取りの対応の強化(グループホーム等)
- ・肺炎等への対応の強化(老健)
- ・地域連携パスの評価(老健) 等

### 4. 介護人材の確保とサービスの質の向上

- ・介護職員処遇改善加算の創設
- ・人件費の地域差の適切な反映
- ・サービス提供責任者の質の向上 等

# 平成24年度 在宅医療・介護に関連した主な介護報酬改定

※「平成24年度介護報酬改定の概要」(H24.1.25介護給付費分科会)より抜粋

## ■24時間訪問サービス

○ 一日複数回の定期的な訪問と、随時の対応を組み合わせた新サービスであり、中重度者が  
住み慣れた地域で暮らし続けるために重要な役割を果たす。

○ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護1(一体型)

要介護1 9,270単位(56%)

要介護2 13,920単位(71%)

要介護3 20,720単位(77%)

要介護4 25,310単位(83%)

要介護5 30,450単位(85%)

## ■複合型サービス

○ 在宅の医療ニーズの高い要介護者への支援を充実させるため、訪問看護と小規模多機能型居宅  
介護を一体提供する新サービス。

要介護1 13,255単位(80%)

要介護2 18,150単位(93%)

要介護3 25,111単位(94%)

要介護4 28,347単位(93%)

要介護5 31,934単位(89%)